

令和2年第4回 邑南町議会定例会（第4日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年6月1日（令和2年5月21日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 議 令和2年6月10日（水） 午前9時30分
 散会 午後2時17分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
		地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治		
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課長	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ		
教 育 長	土居 達也				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	中村 昌史	9 番	日野原 利郎

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

令和2年第4回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

令和2年6月10日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和2年第4回 邑南町議会 定例会(第4日目) 会議録

【令和2年6月10日(水)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長(山中康樹) おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番中村議員、9番日野原議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、一般質問を行います。

●山中議長(山中康樹) ここで、暫時休憩といたします。

—— 午前9時31分 休憩 ——

(Bグループ議員退席)

—— 午前9時32分 再開 ——

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。

●山中議長(山中康樹) それでは通告順位第5号、中村議員、登壇をお願いいたします。

(議員登壇)

●中村議員(中村昌史) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 8番中村議員。

●中村議員（中村昌史） おはようございます。8番中村でございます。2日目のトップバッターを務めさせていただきます。あのう、コロナ禍での一般質問でございますので、時間短縮を図りたいと思います。感染拡大予防の観点から時間短縮を図りたいと思います。あのお、通告書もですね、日ごろの私に似合わず割と詳しい質問を通告させていただいております。答弁を用意していただいていると思いますが、端的に質問を致しますので、回答者の方々も端的な答弁をお願いを致します。本日は2点を通告いたしております。新型コロナ対策と道の駅瑞穂再整備構想でございます。最初に新型コロナ対策について質問を致しますが、質問の前に通告書のちょっと訂正をお願いいたします。あのう、私不勉強でまことに申し訳ございません。昨日の5番議員の質問と答弁のなかで、避難所と避難場所という文言をきちんと使い分けなければならないということがわかりました。まことに申し訳ございませんが、1番の質問の3行目、指定避難所というところを、指定緊急避難場所に、4行目を地域緊急避難場所というふうに訂正をお願いいたします。質問の相手として指名をさせていただいております総務課長には、ええ、昨日口頭で申し述べさせていただいております。まことに申し訳ございませんがよろしくをお願いいたします。それでは、質問に入ります。そのう、まずは、避難場所の確保について質問を致します。っと、これを取り上げましたのは、先日報道で多摩川流域で避難所が不足しておるといふような報道がございました。その時は避難所なのか避難場所なのか、私もきちんと認識をしておりませんでしたので、どういう表現だったかは覚えておりませんが不足しておるといふことが報道されました。本町では、どのような状況なのかなということが心配になりまして、質問にあげさせていただいております。ええと、1番目の質問でございますが、指定避難場所を増やす、あるいは地域緊急避難場所の増設をお願いするといふような考えはないかを、まず、問いたいと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 地域緊急避難場所の増設について要請していくことを考えてはいないか。あるいは町として町の指定緊急避難場所を増やす考えはないか、というご質問というふうに承りました。ええとですね、当初のご質問の方が指定避難所ということでございましたので、合わせてお答えをさせていただきたいというふうに思います。どちらも、あのう、避難場所のほうは特に建物がすべてということではなくて、広場なんかも、まあ、含まれたものが避難場所というふうに考えておりますが、ええと、本町ではそのようなことのなかから結構施設のある緊急避難場所というのも多ございますので、総じて避難所ということで、まあ、言わせていただきたいというふうには思います。そのうえで、たぶん指定避難所につきましては、ある程度長期的な運営を、昨日も申し上げましたように前提とした施設を考えておりますので、これは学校の早期再開等のニーズも踏まえていきますと、指定緊急避難場所から避難所へと時を移すといっても連続して使用していく必要があるというふうに考えております。で、初期段階は役場、12公民館について、昨日申し上げましたけれども、初期段階は役場職員が開設等にあたりますけれども、ええ、災害対策の本格化にあわせまして徐々に被災者やボランティア活用による自主運営に切り替えていく必要があるというふうに考えております。したがって、施設の数とともに運営体制がととのえられる避難所の確保が重要であるというふうに考えております。自主防災組織等との連携によりまして、開設、運営可能な避難所の数を増やしていくことが大切だというふうに考えておるところです。で、そのうえで地域緊急避難所の増設を依頼する考えはないかということでご

ございますけれども、本町では、自治会や集落が近隣に指定緊急避難場所がない住民が直ちに避難できる場所を地域緊急避難場所として選定し、町が把握し、避難情報等を共有する制度として設けております。ええ、これの増設についての依頼ですけれども、先ほどの町指定の避難所等の増設の考え方と同様に、実質運営できる避難所がこれも重要だというふうに考えますので、大規模災害の発生時には、町が指定する避難所と地域選定の地域緊急避難場所及び自宅避難等様々な避難状況が想定をされます。それぞれの避難状況や必要な公的支援の内容変化にあわせ臨機応変に対応する必要があるというふうに考えております。そうした前提の上で自主防災組織、自治会や集落などの地域からの緊急避難所、場所の選定をされるという情報を得た場合には、情報共有を図りながら運営状況の把握や支援について検討してまいりたいというふうに思います、いずれにしても、今年度につきましては、コロナ禍もございますので、積極的に地域指定の緊急避難場所を開設していただきたいというふうに、要請してまいりたいというふうには考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。ええと、指定緊急避難場所あるいは避難所、指定緊急避難場所は、災害が発生した場合には避難所に移行していくということで、運営のことも考えてあまり増やすということが難しいというふうな答弁だったと思います。地域緊急避難場所については、積極的に増やすようなことを要請していきたいというお答えだったと思います。あのう、地域緊急避難場所については、なかなか適した施設が、なかなかないというのが現状だろうと思います。で、昨日5番議員も示されました、ええ、避難所一覧、これがまあ、指定緊急避難場所のことも兼ねているんだろうと思いますが、それを見ますとですね、それぞれの施設の面積と収容人員というのが記載されております。最初に言いましたように、ええ、避難場所が足りるのかというところが一番心配されるところですので、たとえていいますと、私の地元であります口羽でいいますと、口羽公民館、口羽中央集会所ですが、これが340人収容できるというふうに書かれておりますが、これは、あくまで感染症対策だとなくて通常の場合で340人だろうと思います。で、今ですね、あのう、コロナ対策で先週金曜日でしたか、避難所の設営の研修を行われたというようなことも伺いましたが、そういった避難所、避難場所の内部を感染症対策を施した場合に、どれだけの人がここに収容できるのかというふうなことを想定をされたことがあるか。あるいは、その避難場所へ避難をする人たちがどれだけおられるか。そういったことを想定をされたことがあるのかどうかを伺いたいと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 避難場所の定員について検討をしたことがあるかというご質問でございますけれども。ええと、昨日のところでも申し上げましたとおりコロナの感染症の拡大を受けまして、これは公民館に限っての話とさせて、まあ、町施設に限っての話とさせていただきますんですけど、通常の入場定員を一人当たり4平米という基準で定員の考え方を変えさせていただいております。そのうえで、今回のコロナ禍による避難所での

必要面積として通路も含めると、まあ1.5倍程度の面積が必要であるということで、ええと、町の場合には合わせて一人6平米必要かなというふうに、今現在は考えておるところでございます。で、そのうえで、ええ、今回各公民館の避難訓練を実施したときには、このあのう、通路の取り方というのは、各施設によって対面での通行を避けるというふうなことを考える場合には、もっと広く取らないと難しいということで、これは最低の基準ですというふうに申し上げておりますので、ここからは各公民館等で、まあ、自主防災組織等々も一緒になりながら、現場がどのようにすると感染症対策に備えられるかということを事前に検討していただきたいというお願いを、あのう、避難所を運営する職員、一公民館あたり約6名程度というふうに今はお願いをしておりますけれども、この方たちにお願いをさせていただいておるところでございます。で、その他の避難所に関しましては、このガイドラインを参考にさせていただいてご検討いただくように問い合わせ等には対応していこうと、まあ、こういうふうに現時点考えております。それから、どれだけの人が避難所に向かわれる可能性があるかということでございますけれども、例えば今回、江の川でいいますと1000年に一度の降雨災害に対応しようということで見直しがされております。それで、口羽地区を、あるいは宇都井地区を考えますと、180戸、三百五、六十名の方が一時的、同じ時に避難せざるを得ないということが想定をされております。で、先ほども申し上げましたようにそれを一つの公民館で、すべて収容するということは、これ、到底不可能な状況であるというふうに思っておりますので、今回地域緊急避難場所等も活用しながら避難先というものの分散化を考えていかななくてはならないというふうなことを考えておるところでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。ええと、とても足りないんだ、ということのようです。あのう、そこで、先ほどもいわれました、昨日も話がでましたが、分散避難ということを考えなければならない。で、これには自宅避難という考え方もあるんですよ。で、そういったことを、今まではですね、とにかく避難所に避難所という、避難所でない避難場所というたてつけだったんですが、それだけでは収容しきれないということが明らかなかわけでございますので、そういった、あのう、分散避難、自宅避難ということも含めた分散避難ということについて、もう少し周知をする必要があるのではないかと思います。ええ、その点のお考えをお聞かせいただきたい。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 自宅避難等についての周知をということでございます。で、昨日、まあ、申し上げましたように邑南町の場合には事前に避難をしていただくということで公民館の開設をするということでございます。で、その後、被災の状況の拡大によりまして、ええ、指定緊急避難場所あるいは避難所へと、まあ、公民館自体が機能を変化させていくということを想定をしております。で、そのうえで、危険が迫ったときの皆さんの避難の仕方というところだというふうに考えております。で、その際、今回申し上げておりますように新型コロナウイルス感染症への対応で、自主避難の場所として想定しております公民館等の使用人数には極めて限りがあるという状況でございますので、その他の施設も併せて、

ええ、被害が拡大した際には避難所の開設というものも早急に検討する必要があると思います。で、そのうえで、ただ危険が迫った場合に、皆さんがどのように行動していただくかということが非常に大切なところでございます。その際はですね、その際はと申しますが、あのう、ハザードマップを皆さんのお宅の方にもあろうかというふうに思いますので、改めてこの活用をしていただきまして、豪雨があったときに本当に危険なところはどこか、安全な場所はどこか、それは、本当の危機が迫ったときには自宅避難、垂直避難2階への避難というものも考えていただく必要がございます。それから、避難をする、どうしても避難をする場合には、公民館だけではなくて近隣の親戚や知人宅等も含めまして、あるいは先ほど申しました自主防災組織が選定していただいている地域緊急避難場所を地域で開設していただくなど、まあ、こういったことも含めてご検討いただく必要があるというふうに思っております。ただ、あのう、災害時に慌ててしまっただけでは避難所の開設がまなりませんので、前もって、親戚知人の方、あるいは自主防災組織と協議し、そういった情報を共有しておくということは極めて重要だというふうに考えております。そういった意味でも、お願いをしていく必要があると考えます。様々な機会を通じて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。今、課長の答弁ですと、住民の皆さんそれぞれが個々にハザードマップなどを見て判断をしろというようなことに聞こえました。実は、そのう、それではですね、なかなか統一は取れないんだろうと思います。で、私がちょっとここで一つ提案をしたいのは、ひとつ地区ごとにですね、シミュレーションをすると。例えばさき程言われましたハザードマップ、これハザードマップですが、ハザードマップで浸水の場合は、浸水深度が掲げてあります。50センチから1メートル、1メートルから2メートル、5メートル以上まであるんですが、そのうちの浸水深度の深い部分は危険度が高いということです。この方たちはいざというときにはどちらに誘導しようと、あるいは、土砂災害のことでいいますと、まだ県は昨年度末に指定をするというふうなことを言っておりました、まだ、説明会も開いておりませんが、レッドゾーンですよ、あのう、まだ指定はされておられません。調査がすんだところは県のマップオン島根という地図の上に記載をされておりますから、どこが指定されそうかというのは地図を見ればわかります。ですので、レッドゾーンに指定されそうかところの方々は、どちらに誘導するんだというようなことは、住民の皆さんそれぞれに考えてくださいじゃなくて、行政の側でもある程度シミュレーションをして、それをそれぞれの地区地区です、状況が違うわけですから、水害の被害の大きい口羽なんかそういうふうな一番危惧される地域ですので、口羽ではこうしようと、阿須那はどうだ、高原はどうだというようなことを、それぞれでシミュレーションをしていく必要があるんだろうと思います。あのう、まもなく梅雨入りですんで置いてはおけないんですが、あのう、避難を希望する住民がですね避難できないというふうなことだけはないように、それはみんなで考えていかなきゃいけないことだろうというふうに思います。それと合わせて状況把握ということ为先ほども言われましたが、今までは避難所に来て、避難所じゃなくて、避難場所に来られた方が、どこそこの誰れさんが来られたということで、その方の情報はわかって。あとの方は家におられるんだねということでしたが、今度は、分散避難ということになりますとほかのところに避難されている可能性がある、そういうことの情報をど

うやって確認をするのかというようなことも考えておかなければならないことだと思いますので、今いったようなことも含めたシミュレーションをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） まあ、避難、危機が迫ったときの避難の仕方についてあらかじめ情報を周知しておく必要があるという趣旨だというふうに思います。で、あのう、危機対応をシミュレーション、試行しておくということはすごく大切なことであるというふうに我々も思っております。そのうえで、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、これは各地域によって危険個所の状況とか様々なものが違うので、行政としても、ええ、それぞれハサードマップを作っている以上、どこが危険であるかということについては、まあ、わかっている部分もあれば、現場の状況によってわかっていない部分もありますので、そういう意味では、お互いにそれを確認していくのが最善だと私は考えております。我々は、あのう、そういった事前の準備が大切であるということは、これまでも申し上げてきておりますが、そこがまだ完全にできていないという点については、まあ、完全にというか十分でないという点につきましては、反省もしておりますし、ここをどのように危機感をもって対応していただけるかというのは課題だというふうに思っております。その意味でも、住民の皆様にも自分の命は自分で守るんだということも、ひとつ心のなかでしっかり受け止めていただくことも大切だというふうに思います。そのう、自分の命を守っていただくことが、ほかの方々の命を守ることにもつながるということをお願いをしたいというふうに思いますし、我々も情報提供には努めていきたいというふうに思いますので、ぜひ、協力して、あのう、地域の皆様と協力して進めさせていただきたいというふうに思います。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。ええと、一緒になってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ええと、2点目に移ります。今のは、まあ、梅雨からや台風の季節、秋までのようなことですが。今度は、そのあと寒くなつてですね、風邪の季節になってきたらどうするのだということでお聞きしたいと思います。このままの状況でどんどん進んでいきますと、寒い季節になってきますとインフルエンザの流行がはじまる、あるいは、風邪、感冒ですね、それが流行するというような時期になります。そうすると、風邪もインフルエンザもコロナウイルス感染症も風邪症状です、最初は。あのう、熱が出てというようなことですので、コロナウイルス感染症が特にこうだからといってこれはコロナウイルスですっていうふうなことが決められない。そうなりますと、いわゆるPCR検査ですね、ウイルス検査の件数がですね、パカーンと上がるんじゃないかと。で、そうなったときに今の島根県の状況で大丈夫なのか。あるいは、インフルエンザについては、抗原検査で今、普通のお医者さんがその場でこう検査をして、A型インフルエンザですね、B型ですねっていうようなことがすぐわかるような状況になっていきますけど、その検査ができない。コロナウイルス感染症の疑いがありますから、そうやってコロナウイルス感染症に感染する、

先生方が感染する恐れがあるんで、そういったこともできない。そうすると、ますますこうこう、PCR検査というふうなところへの比重が高まってくるんだと思うんです。ええと、このあいだ19市町村長と県知事とのオンライン会議をされたということが、町長からも聞かれましたし、報道にも出ておりました。そのなかで今、島根県では松江にPCR検査を行う施設が松江に1か所。で、隠岐と西部に1か所ずつ作ってくれんかというような要望があったと報道されております。それに対して県知事は、検体の移送を早めて対応するのでというふうなお答えだったんだというような報道でございました。あのう、こういったPCR検査の体制強化というようなことを、これは町としてできることではないですから、県、あるいは国に対してしっかり申し入れていただきたいと思います、その点の考え方をお聞かせください。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土崎保健課長。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） PCR検査の対象、検査対象の数を拡大するということの質問だと思います。で、令和2年度島根県一般会計補正予算において、PCR検査体制整備事業の予算が計上されております。具体的には、PCR検査機器の追加整備や島根大学との連携により検査体制を強化すること。それから、ドライブスルー、すなわち車に乗ったままでの検体採取の体制を作ったり、中国5県間で相互に協力してPCR検査を実施する連携体制を構築するということになっております。先ほどおっしゃいました松江にございます島根県保健環境科学研究所と島根大学医学部付属病院に、PCR検査の機器と遺伝子の抽出器を整備することにより、現在1日当たりの検査の実施件数が90検体であります、今後8月には120検体、12月頃までには212検体のPCR検査ができるようになる予定だとお伺いしております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） あのう、松江の施設と検査体制を強化ということが県からの答えですね。県の方針だということだと思います。あのう、やっぱり、県西部から松江まで検体を運ぶ、あるいは隠岐から検体を運ぶというふうなことでいうと移動の距離のこともありますし、できれば県内の他のところでもできる体制が何とか取ればいいかなあというふうな気も致しております。ええ、そのへんをまた、お願いできればと思います。で、PCR検査は、あのう、人出と時間をかなり、時間がかかるということですが、現在ですね。これは昨日の朝、NHKのニュースでやっておりましたが、日本の企業が開発した全自動のPCR検査機器があるんですね、もうすでに世界では稼働している。フランスでは2台めを入れたいとかってというような話があるとか、ええ、フランスの駐日大使からその開発した企業に感謝状が贈られたとかいうふうな話を伺いました。ええ、日本ではなんで使えんのんかいなあということですが、日本独特のこう、いわゆる岩盤規制というものがあって、まだ承認をされてないということのようです。ですが、いずれ近いうちに承認をされるんだろーと思います。そうすると、先ほど言われた210検体まで検査ができますよというのが、もっと、もっと増やすことできるんじゃないかと思います。で、そういうふうなところで、対応

していかないと、冬場の、そのう、風邪症状の方がこう多発したときのですね、対応が追いつかないんじゃないかなあということが危惧されます。ええ、そういったことも含めて、県、あるいは国の方にしっかり要望をしていっていただきたいなというふうに思います。と、もう1点ですが、風邪だとかインフルエンザにかからなければいいです。今、コロナのなかでマスクをしましょう、手洗いをしましょう、うがいをしましょう、これはインフルエンザにもいえる、風邪にもいえることで、そういう予防措置をそれぞれが講じて、風邪、インフルエンザにかからないようにすればいいわけですが。あのう、それは個々の努力、皆さん方の努力によらざるを得ない。で、行政として何ができるかという、それをバックアップするようなことで、何ができるかということを考えたときには、インフルエンザの予防接種の接種率を高めるということが行政としてできることではないかというふうに思います。で、これは提案でございますが、あのう、今現在、ええと、予防接種の助成を児童、生徒、あるいは高齢者の方というふうに限って行っておりますが、全町民を対象に予防接種の助成を行うというようなことが大変有効であろうというふうに私は思うんですが、そういったお考えはございませんか。

**○土崎保健課長（土崎しのぶ）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 土崎保健課長。

**○土崎保健課長（土崎しのぶ）** 新型コロナ感染対策としてのインフルエンザの予防接種への対応についてのご質問です。まず、現行のインフルエンザ予防接種助成事業の実施状況をご説明させていただきます。平成13年の予防接種法改正によりまして65歳以上の高齢者を対象に定期化されました。また、60歳から64歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などに障がいがある方を対象にも同様に定期化されまして、個人の重症化予防を目的として、現在費用の一部助成をしております。令和元年度の実績で対象者の71.8%であります3,367人の方が接種をしております。また、日本一の子育て村、子育て支援策のひとつとしまして、平成23年度より0歳から高校生までと妊婦さんを対象に、費用を全額助成をしております。令和元年度の実績としましては、高校生までの子供さんの約6割、妊婦さんの約3割が接種しております。続いて、新型コロナウイルス感染症対策としてのインフルエンザ予防接種の必要性についてご説明申し上げます。この度の新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、町の対策本部並びに医療部会において第2波に備えた対策の必要性について議論がなされております。インフルエンザとの関連については、現在国からの情報提供はなく、県に問い合わせましたところ、現時点では国、県とも現行のインフルエンザ予防接種制度を変更する予定はないとの回答です。議員さんがおっしゃいますように今後、新型インフルエンザの再流行と、あっ、新型コロナウイルスの再流行とインフルエンザの流行時期が重なる懸念に対しまして、ワクチンが、ええ、助成制度がございますインフルエンザの感染症を予防することにつきましては、町としても重大、重要なことだと思っております。医療崩壊を防ぐためにインフルエンザ予防接種に対しての予算措置とワクチンの確保を県に要望しております。今後の方向性としてしましては、現行に補助制度がございます対象者の方の接種率をあげることを、まず第1に考えております。全額助成を行っております生後6か月から18歳までの任意接種の方につきましては、これまで広報やホームページで周知をしておりましたが、今年度は個別通知としまして、予防接種の必要性や助成制度の情報提供を強化してまいりたいと思います。65歳以上の高齢者の方の定期接種につきましては、現在集落保健衛生委員さんを通じて個別接種をすでに実施しておりまして、それを今後も継続してまいりたい

いと思います。新型コロナウイルスは高齢者が重症化しやすいことを鑑みまして、接種の必要性を広報やケーブルテレビなどでも積極的に情報提供し、今年度以上の接種率を向上させていきたいと思っております。現在、町の助成対象外となっておられる年代の方につきましては、町内の事業所に確認をさせていただきました。医療や福祉施設については、事業所が全額を負担して、ほぼ100%の接種率だそうです。また、一般の事業所につきましても、互助会等の一部助成制度を活用して接種勧奨がされておまして、約30%の接種率となっております。冬期のインフルエンザによる受診者数を削減すること、新型コロナウイルス再流行時に医療崩壊を未然に予防すること、インフルエンザの予防接種の履歴を確認して、早期診断、早期治療を促すこと、医療や福祉施設の助成費用を一部負担することにより、クラスター発生を防いで、スタッフ不足に陥ることを未然に防ぐこと等、冬期のインフルエンザの感染防止を町全体で強化するという視点から、助成制度対象枠の拡大について検討させていただきたいと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。ええ、医療部会のほうでも話が出ておるといことのようにです。あのう、すでに範囲の拡大を検討するというような答弁でございました。ぜひですねえ、あのう、まあ、未来永劫にわたって全町民がという、そりゃあまあ、インフルエンザも怖い病気ですので、死亡率でいうとコロナウイルスとあんまり変わらないようなことですので、インフルエンザを抑えるということも大変なこと、重要なことだろうと思いますけれども、とりあえず今はコロナウイルスに対して、感染症に対して、治療法が確立していない、ワクチンができていないということで不安要素が大きいですね。ですから、それがあ程度落ち着くまでといいますか、まあ、ワクチンができるまでもなんとか、冬期のインフルエンザの接種助成の拡大をお願いしたいというふうに思います。3点目に移ります。第2波の発生を早期に把握するために下水のウイルス検査が有効だといわれております。あのう、これは、最初ヨーロッパ、あるいはアメリカの方の自治体と研究所が一緒になって下水の中のコロナウイルスの量を、検査をするということに取り組んでおられました。フランスのパリであるとかアメリカのマサチューセッツだとか、オランダだとかオーストラリアだとか。日本でもですね、5月の中旬頃から東京都で行っておるようです。で、これも昨日のNHKのニュースで報道がされたところですが、要は患者がこう増加していくのを下水の中に含まれるウイルスの量を測ることによって、先んじて予測することができるといことのようにですね。一週間くらい早くわかる、ウイルスの量があがっていったって一週間後に患者の数があがっていくというようなことのようにです。そうする、ってこれを早めに把握できると、感染症の拡大予防というふうな対策が早めにとれるというふうな利点があるようなことのようにです。こういったことを本町でも取り組んでいくような考えはないかをお伺いします。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 第2波の発生を早期に把握するために下水のウイルス検査が有効だといわれている。実施する考えはないかというご質問です。本年5月12日付

けの東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の報道発表資料によると、下水中の新型コロナウイルスの量を把握することで、ウイルスの感染拡大の兆候を知ることができる可能性があるため、水再生センターの下水を採取し、冷凍保存することとしました。採取したサンプルをもとに、確実かつ定量的な分析手法の確立や感染拡大の兆候を把握するなどの研究を、日本水環境学会との連携で進めていくことになりましたのでお知らせしますとの記載がしてありました。この記事内容について詳細を確認するため、東京都下水道局に、下水中の新型コロナウイルスの量を把握する取組の現状についてお尋ねをしました。東京都下水道局によりますと、下水中の新型コロナウイルスの分析については、日本水環境学会のタスクフォースと連携をして進めており、具体的な研究を進める同会からは、まず分析手法の確立と聞いております。分析手法の確立後、感染兆候の研究となります。現時点では国内において有効性が確立されていないと認識しております、という回答でございました。これらのことから、今後の本町の対応ですが、東京都などの国内先進事例で、下水サンプルから新型コロナウイルスを効率よく検出する定量的な分析手法や感染兆候の知見が確立された段階で、本町におきまして感染兆候を把握するために実施が必要か、また可能かを検討したいと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。まだ、ええと、試行中のような感じだと思います。一昨日のNHKの報道でも、もっともっと多くの自治体と連携をして拡大をしながらやっていかないといけないんだというふうな報道でございました。ですが、フランスのパリではさっき言いましたような新型コロナウイルスの量と感染者数との相互関係とかっていうものはある程度、もう出ている例もあります。で、検査キッドについてもですね、紙製のもので安価なものがあるんだそうですね、だそうです、私も詳しく知りませんが。で、まあ、それが先ほども言いましたけども、日本でなんでできないかという、なかなか認証が取れないということがあって、日本ではそれを使っていいですよということになかなかならないという部分があるんだろうと思います。このコロナウイルスに関連したことっていうのは世界中でですね、日進月歩、日々新たなことが取組が行われて新しいことが発表されております。昨日できなかったことが今日ではできるようになるというふうなことがこのコロナウイルスの関連についてはですね、どんどん、どんどん出てきます。そういった今のこの下水のウイルス検査であるとか、先ほど申しましたけども、PCRの全自動の検査機器であるとか、そういった、あるいはですねえ、抗原検査のキッドが日本でも承認をされた、一例承認をされております。で、それに対して増産を東芝と日立がバックアップをして増産をする体制を作るんだというふうな報道もされておりますが。そういったように、どんどん、どんどん新しいことが出てくる。そういう最新の情報を常にですね、収集をして、それに基づいて対応を検討をしてくれるようお願いをしたいというふうに思います。ええと、時間短縮とってございましたが、ここまでちょっと長くなりました。すみません。ええ、2点目の道の駅瑞穂の再整備について聞きたいと思いますが、あのう、先般の全員協議会でもかなり質問をさせていただきましたけれども、やっぱり町民の皆さんにもある程度知っておいていただきたいこと、それから、あの時私誤解をしておった、ええ、基本設計が土木の基本設計だということを認識をしておりますので、そういったことについて、二、三聞き漏らしておることがありますので、ここで改めて聞きたいと思います。土木工事の基本設計の内容、ここまではでき

ておるんだということでしたが、これが基本構想や基本計画と整合性がとれているかどうかというふうなことについてお伺いしたいと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。残り時間が10分を切っておりますので、答弁は簡潔にお願いを致します。

○上田建設課長（上田修） 道の駅再整備につきまして、基本設計の内容は基本構想や基本計画と整合性がとれているかどうかとのご質問でございます。まずはじめに、考え方としましては、考え方と場所について2点からご説明をさせていただきます。はじめに方針でございますけれども、道の駅瑞穂再整備は、平成30年3月に策定いたしました12地区とつなぐ道の駅構想を基本的な方針として、進めております。この構想には整備の基本的な考え方について5つの柱がございます。一つ目としまして人に優しい。これはゆとり、出会い、楽しい、おいしい、暖かさを共有。2点目としまして、邑南町全体をつなぐ、12地区の魅力と底力を引き出す交通、ネットワークの要として位置付ける。3点目でございます。地域の循環を考える。食、エネルギー、経済を回す拠点としての機能充実。4点目でございます。1世代、30年を見通す。長い目で見た持続可能性と先進性の盛り込み。最後5点目でございます。地元根ざす。邑南そして田所の色や香りを感じるというものでございます。今回の基本設計につきましては、この構想で表題となっております12地区とつなぐ道の駅、人の流れ、にぎわいの創出と物流をコンセプトとし、整備予定機能としまして5点でございます。1点目は、交通拠点機能、2点目としまして物流拠点機能。3点目でございますけれども、これは構想にはございませんでしたけれども、最近の道の駅でございますと防災の拠点の機能ということもございますので、それを3点目として予定をしております。4点目としまして憩いの場としての機能。5点目でございますが、物販、飲食の機能を備えたものの整備を予定をしております。ええ、以上のことから、概ね基本構想と整合がとれているものと理解をしております。次に、建物の位置とか配置等や規模のことについてでございますけれども、基本構想では、空間設計に向けての基本的な考え方が示されておまして、それを基にいくつかの案が示され、道の駅瑞穂整備検討委員会での意見を踏まえて、最終とりまとめ案が示されました。これによりますと、現在の道の駅瑞穂の駐車場部分を中心に建物が配置され、アクセスは国道261号からで、既存の建物部分が駐車場となるもので、合わせて概ねの規模も示されております。基本計画では、アクセスは町道亀谷線からとし、建物の配置は既存の駐車場を中心としたものと、既存の建物部分を中心としたプランと合わせて概ね規模も示されました。示されております。今回の基本設計では、基本構想や基本計画で示されましたプランをもとに、用地や整備中の営業の継続方法、アクセスの位置、駐車場の規模などを勘案し、道路管理者とも協議を行い、現在お示ししております町道亀谷線を中心各ゾーンの配置としております。規模につきましては基本構想、基本計画に示されましたものを参考に、今後お願いする運営団体とも協議し決めて参りたいと考えております。従いまして、配置や規模からも整合性がとれているものと理解をしております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。あのう、基本構想、基本計画の流れに則っているんだというふうな答弁でございました。私はそのう、昨年1年をかけて施設のですね、建物、施設のほうの基本設計を行われるものだろうというふうに考えておりまして、先ほどの全員協議会でありますとか産業建設常任委員会で示された資料のなかに工程表がございます。で、それで見ますと、今年度振興施設等整備、と協議ということが今年1年かけて行われるというふうになっております。2点目の方針、方向性は確定しているのかということ、その次とまとめて聞きたいと思いますが、方針、方向確定しているのかということについては、先般全員協議会でまだ決まっていなかったというふうなお話だったので、今からそれをやろうということなんだろうというふうに思っております。で、それをやっていくためにですね、その施設等の整備を、協議をしていく段階で、一つは施設の基本設計を同時にやるべきだというのが一つ。もう一つは、運営の主体を早く定めてですね、できれば駅長を任命してプロジェクトを始動させるというふうな考え方が必要なんじゃないかというふうに思います。基本計画の報告書のなかに今後の課題としてですね、施設整備管理運営体制の早期組織化ということが掲げられてて、ここにも駅長を、道の駅の駅長による管理運営方針も十分に反映をしていく必要がある。そのためには、管理運営体制の早期組織化を進める必要があるというふうに、ここで指摘されている。で、これから、これができてから1年、このことがされてないということは何をしておったのか、ということと言わざるをえないことではあります。今言いましたような、あのう、時間のこともありますので、施設等整備の協議を、ええ、建設課だけでなく、地域みらい課、それから、商工観光課、農林振興課、そういったところを含めてどういったものにするのかということ、今から協議をされるということですから、その段階で早めにこう方針を決めてですね、それに則って町としてこの施設をどういうふうに運営するんだと。あのう、12地区をつなぐ道の駅ですから、それをこういうふうにつないで運営をしていくんですっていうことを、早めにこうもっとアピールすべきだと思います。それを協議するなかで、専門家を交えてですね、基本設計をそこで行って、協議をしたことを、すぐ絵にする。することによって情報の共有が図れるわけです。で、次はどうしよう、次はどうしよう、というふうにして最終的にこういうふうなものができるといいね、というふうなものをしっかり作りあげていただきたい。あのう、町長言われるように単なる道の駅ではないんだと、12地区をつなぐ邑南町の核となる施設を今から作るわけですから、そういったことを担当課、ええ、建設課だけで全部をやってくださいというふうなことは、これはとても無理な話ですから。今言いましたような関係各課が連携をして、ここに1、2、3、4、5回くらいな会議を持つんだということになっていますが、これでも少ないんだろーと思います。もっともっと頻繁に集まってですね、会議をもって、ええ、スケジュール感をもって、それぞれがこう、責任感をもってですね、いいものを作るというふうに推進をしていただきたいというふうに思います。時間は、いいですかいいえ。

●山中議長（山中康樹） もう、1時間をすぎましたので、答弁は。

●中村議員（中村昌史） はい。わかりました。ええと。町長の思いも聞きたかったところですが、すみません。あのう、時間短縮を言いよったのが、長くなってしまいました。まことに申し訳ございません。以上で私の質問は終わりたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。ええ、消毒をするため再開は午前10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時32分 休憩 ——

(Aグループ議員の入場)

—— 午前10時50分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして通告順位第6号、石橋議員登壇をお願いします。

●石橋議員（石橋純二） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 13番、石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） ええ、13番の石橋純二でございます。6月の議会にあたりまして、2つの、2点のことを通告しております。よろしくお願いを致します。先の新聞報道にもありましたが、昨日、2番、3番の議員の質問にもございました。石橋町長には、5期目の挑戦を宣言をいただいたところでございます。積み残された課題に果敢に挑戦し解決をしていきたいとの表明がございました。大変な時期ではありますが他町村に先駆けて邑南町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げていただきました。町長の強力な指導のもと町民の協力で一人の感染者を出すこともなく今日にいたっております。ワクチンや治療薬が開発されるまで長期にわたる戦いとなることを予測されますので、町民のために一層のご尽力をお願いしたいところでございます。さて、今回は2点の質問を通告をしておりますが、1点目は質問者全員が新型コロナウイルス感染症対策を取り上げておられます。ご多分に漏れず私もそのことを質問させていただきたいと思いますが。ええ、昨年12月後半でございました中国武漢市の市場で中心とした周辺で新型コロナウイルスの感染症が発生致しました。良心的な医師の通告を無視した結果世界中に蔓延し、6月8日現在では700万人を突破したと報道がございました。また、死者の数も40万人を突破したというような報道もされております。こうしたなかで、住民生活の維持、それから地域経済への支援は欠かせないものでございます。現状の対策について質問をさせていただきますが、その前に1番のところで、前日にこの原稿を、通告用紙を書きましたので、ちゃんと見直さずに提出してしまいました。1番の指摘されて、さえたというふうになっておりますが、ええ、様々な問題が指摘されたら本町ではどうか、ということでございますので、訂正をしていただきたいと思います。それから、3番目の飲食業のコロナウイルス対策事業や中小企業の小規模支援金の申込み状況となっておりますが、まだ、小規模事業、中小企業・小規模事業支援金の申込みについてはこれからだと思いますので、大変間違いをおかしまして申し訳ございません。それでは、1点目の住民生活、いわゆる国の10万円の給付事業について、特別低額給付金でございますが、行政報告では5月28日現在特別定額給付金9億2,850万円、82%が、82.1%が完了したとの報告がございました。大変早い対応をいただいて安心したところでございます。全国では、まだ、今朝の新聞では30%くらいが支給されたと、交付されていないとの報道がございました。昨日では、20点 21%くらいでありますか。こうしたなかで、本町では、全国的に様々な問題が指摘をされておりました。DV被害者についてはどうなのか、あるいは別居中の方についてはどうなのか、それから住所不在の場合があろうがその点。あるいは外国人の方の支給もあると思いますが、そうした方にスムーズにいったの

かどうか。海外在住者、住所地はここにあるけれども海外に赴任をされとる方、こういうのがあったかどうか、この点についてもお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 渡邊町民課長。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 国の一人10万円の特別定額給付金事業につきましては、邑南町では5月13日から郵送による申請の受付を始めました。この間、邑南町では大きなトラブルはございません。住民の皆さんの関心も高く行政報告以降6月8日までに受理した件数は94.6%、4,574世帯に、金額では10億1,170万の給付をおこなうことができました。先ほど議員さんお尋ねの諸問題につきましてでございますが、あのう、どういうんですか、配偶者や今の親族から暴力、いわゆるDVといいますけれども、そのDVを受けて避難されておられる方、それから事情によって基準日でありました4月27日までに住民票を移せなかった方、またそういった方につきましては、現在お住いの市区町村のほうで届け出をいただくようになっております。このことにつきましては、総務省の統一された広報がございましたので、あのう、邑南町では特別に広報することはございませんでしたが、あのう、これ以外に具体的な事例や件数などを申し上げることはできませんけれど、申請に関する諸問題、いろいろなお問い合わせがございましたので、それにつきましては個別に職員が1件1件丁寧に対応をさせていただきました。以上でございます。

●石橋議員（石橋純二） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） 実はこの特別給付金について、町民の、ある町民の方から実は質問をいただきました。これは、世帯主の方に家族全員の名前が書いたものが送付されました。そして、申請書を行政の方に提出しますと、一括して振り込まれる。家族の分も合わせて世帯主の口座に振り込まれる。このことが問題ではないかという質問をいただきました。私も、これはまあ、一つコストがかかるんで、このことのために世帯主という形をとったんだと思いますという答えをしたんですが、その方が言われるには、いわゆる日本国憲法には、個人が、国民は個人として尊重されるということが書かれてあります。で、家のなかに男女は平等であり、主、主となる者はないんじゃないか、こういうことを指摘いただいたところでございます。私もここまでは考えもしなかったんですが、この世帯主、戸主という考え方は、明治の民法に記載されとる国を統率するための最小単位である、こういうことが謳われておるそうであります。これをさっそく、すぐ変えるべきではないかということは、長年の慣習でございますし、なかなか難しいかと思いますが、今後こうしたことを、一つの例えば、町民課だけではなくて、あのう、すべての課におよぶと思いますが、こうした考え方について、考えていく必要があるんじゃないかと思いますので。結論としては出しませんが、また、思いとしてあればお答えをいただきたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 質問事項にはないわけですが、執行部、応えられたらお答えください。

●石橋議員（石橋純二） まあ、あのう、問題として提起したわけではありますが。じゃあいいです。もし、あのう、今、早急にここで結論を出していただきたいということではございませんが、一応、これは選挙人名簿にも送付されるときに、入場券、これも世帯主で送付されてまいります。で、保健課のいわゆる特定健診とかそうしたもののについては、あのう、個別に、名前が入ってきておりますので、たぶんそうだったと思いますが。あのう、まあ、そういうこともございますので、今ここでそりゃあ答えていただかなくても結構ですが、こうしたこともゆくゆくは検討していただきたい。憲法が発布されてからもう七十数年たつわけでありますので、そこらへんもひとつ庁内で考えていただければと思います。それでは、続いて2点目のコロナ救済お金の相談窓口、というのが開設されたということで、昨日も質問がございました。私はこれを3点、この町の方から配布していただきました、集金常会でいただきましたけれども、これにそってちょっと質問をしてみたいと思いますが。いわゆる個人への融資とかそうしたものが社協さんのほうの形であろうかと思いますが、こうしたものについて、どのようなものがあるか。それから、相談内容。それから、福祉課の方で関係するもので融資、あるいはそうした支援するものがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 先ほどの石橋議員の質問に対して答弁ができるということでございますので、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 世帯主についてのご解釈ということでございますけれども、世帯主の制度につきましては、様々なところで、ええ、公的に使われておる現実の制度でございますので、町としましてその法解釈について云々という回答は持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。今の答弁でいいですか。

●石橋議員（石橋純二） はい。続きで。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、相談内容について、ええ、個人と事業者の割合を少し説明をさせていただきます。個人の相談は、ええ、14件。ええ、事業者の相談は、ええ、19件ございました。具体的に、ええ、説明内容、あ、相談内容を説明させていただきますと、一番多かったのは、ええ、持続化給付金について。それから、生徒に対する奨学金について。それから、町税、町営住宅の猶予、減免について。新型コロナウイルス対策のための事業所の中の設備改修のための助成金について。収入の減収による融資について。事業所の都合により仕事を休んでいるので補償の対象にならないか。持続化給付金と町の補助金の違いについて。特別定額給付金のことについて。1か月後に退職になりそうだったので仕事の紹介をしてほしい。学校が休校となったために仕事を休んだことに対する助成がないか。コロナ関連のふるさと寄附について、といったものがありました。常駐している、ええ、商工観光課職員と邑南町しょう、社会福祉協議会以外の職員が相談窓口として対応したケー

スは、町税の猶予についての相談に対しては、ええ、財務課の職員が対応させていただきました。持続化給付金の収入についてのかん、考え方については、邑南町商工会の経営指導員が対応させていただきました。職業紹介のために無料職業紹介所の相談員が、ええ、対応させていただいたケースもございます。ふるさと寄附については、ええ、商工会職員が対応させていただきました。えー、社協の、ええ、貸付け制度ですけども、ええ、先日、前日に、あの、昨日ですね、説明をさせていただきましたが、緊急小口資金というものがございまして、6月3日現在で、ええ、この相談が5件ほどございました。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） 様々な相談内容を披露していただきましたが、緊急小口資金の申込みが5件ですね。それから、これはありませんでしたでしょうか。総合支援資金という、いわゆる失業等々、あるいは、雇止め等々で収入がなくなった、そのときに3か月間の、月20万かける3か月分が支給され、あのう、融資されるというようなことがございました。このことはございませんでしたでしょうか。また、あのう、このことについては、面談が不要、社会福祉協議会との面談が不要ということになっております。それで社協に簡単な書類を提出するだけで融資を受けられるというような話をちょっと伺ったことがございます。伺いましたが、これは事実かどうか。それと、もう1点は、ただいま商工観光課長の方からございましたが、いわゆる公共料金の納付の猶予について、若干の説明がございましたが、ええと、住宅家賃。それから、上下水道料金、あるいは、町県民税、自動車税等々があらうかと思いますが、軽自動車税等々があらうかと思いますが、猶予期間はどのようになつとるのか、お聞かせいただければと思います。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 私の方からは、徴税の猶予について説明をさせていただきます。ええ、町税の猶予につきましては、この度現在まで4件の相談を受け付けております。そのうち3件の方からは申請をいただいております、決定をしているところでございます。町税の猶予期間につきましては1年間となつて、1年間です、となっております。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） ええと、お尋ねの総合支援資金についてのお尋ねだと思います。ええ、先ほど申し上げましたとおり、福祉関係では社協職員が邑南町社協の職員が1名お金の相談窓口に着駐いたしまして、主に、緊急小口資金とお尋ねの総合支援資金のこの2つの貸付け相談を中心に対応いただいているところでございます。で、先ほど説明がありましたように、6月のおおむね4日か3日くらいのところで5件というふうな相談状況だというふうに私も聞いております。それで、それが昨日の時点では、この相談件数が7

件が増えておりまして、貸付け実行の件数も3件というふうに聞いております。で、このうちの2件が、緊急小口資金、一口で10万、最大で20万までというふうな貸付制度の実行でございますけれども、1件は総合支援資金、最大20万円の3か月間継続というところの総合支援資金の貸付けの実行も1件増えております。これは、総合、緊急小口資金の一時的な貸付けだけでは、なかなか生活再建がままならないということで、さらに3か月間の中期的な融資をするというふうな内容でございます、そこにいたった件数が1件あるというふうにも聞いております。なお、この貸付けは、昨年度は全くの相談もなく実行もない0件でございました。そのときには、新型コロナの影響による収入の減少というふうな要件はございませんでしたが、一般的な生活再建というふうな要件での相談もなかったわけですが、こういった新型コロナの影響と、それと、こういった新型コロナの影響で減収があればいろんな手続きが免除もしくは緩和されるというふうな要件の緩和がございましたので、今年に入りまして、ええ、相談窓口では先ほど言いましたように7件、それと、貸付け実行件数では、4月と5月の相談窓口開設前も含めると合計11件まで増えているというふうな状況を聞いております。それと、もう1点お尋ねの面談が不要というところについてでございますけれども、比較的緊急小口資金の方につきましては、申込みで記入いただく事項等も少ないわけでございます。証明書類も幾分簡素化されているということで、それと、あとの2つの資金につきましては、生活困窮者の相談から入っていただいて、そこから、いろんな面談、それと確認というふうな手続きがこれまで制度ではあったんですが、この新型コロナの影響に配慮しまして、そういった手続きがかなり緩和されたというふうに聞いておりますので、必要最小限の手続きが取ればですね、面談もせずに手続きができる。緊急小口については特にそういったことができるというふうなことも聞いておりますので、まあ、そういったところで申し込みも可能であるということでございます。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 先ほどの説明で、ええ、ふるさと寄附について、ええ、商工会職員と申し上げましたが、商工観光課職員の、ということです。申し訳ございませんでした。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） あのう、大変ないろいろな個人に対しても緊急的な融資というものが設けられている。そして、通常ですと社会福祉協議会の場合は、民生融金というように形で借入れができることになっておったと思いますが、これらについていうと、民生委員さんの推薦があり、それから保証人もつけるというような条、ではなかったかなと思いますが、あのう、大変こう、保証人もいないというようなことで、また、緊急を要する場合にですから、すぐにでも出るとは思います、いわゆるここでいいです総合支援金というのが、合計でいいですと60万円くらいになります。このコロナの影響によって今後もその仕事がない、あるいは、非常に厳しい状況であると、まあ、返済が滞る場合がないとも限りませんが、こうした場合には、そういう措置があるのか、また、もしそれがわかりましたら教えてくださいたいと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 緊急小口資金と総合支援資金につきましては、先ほど申し上げましたとおり緊急、新型コロナの減収の、新型コロナの影響に伴う減収であれば、いろんな緩和が、措置があるということのなかに、ええ、金額それとさきほどいわれました保証人不要というふうなところ、もちろん無利子ということもございますけれども。そういったこと以外にも、返済時についての項目もいくらか減免措置、緩和措置等がございます。もともと緊急小口資金につきましては、据置期間が2か月であったものが1年間猶予されるということになっております。総合支援資金につきましては、これも据置期間が6か月から1年間猶予されるということになっております。それと、基本的には貸付制度ですので、その据置期間後には返済が始まるわけですが、その返済時の経済状況によっても、その世帯の所得状況によっても、ええ、いくらかの減免措置があるというふうにも聞いております。今、現在のところでは基本的には、その時点で所得の減少が続く、ええ、住民税非課税世帯につきましては、何らかの減免措置がある可能性があるというところまでは聞いておりますけれども、ええ、具体的ないわゆる計算方法であったりとか判定方法というところがまだ届いてないというところがございますので、それはまた、その時期が近づいた頃に、また明らかになると思われますので、ええ、そういった準備もあるというふうなことも踏まえて、ええ、皆さんにはご活用いただけたらなというふうに思っております。

●石橋議員（石橋純二） 議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） ええと、続いてですねえ、いわゆる事業者に貸し出される、いわゆる国、県の融資制度でございますが、様々なものが出ておりますが、これを融資を受けるにあたって国、県の制度のなかでは、いわゆるセーフネット保証というような言葉が出ておりましたが。このことについてどういうことなのか、ちょっとわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 今回、コロナウイルス対策として国が緊急事態時に、中小企業、中小企業信用法に基づいてセーフティネット、ええ、4号、5号を申請の発令が出されました。この説明、あ、概略を説明させていただきます。町が事業者の前年度の決算書と今年度の同月つきを比較して、ええ、売り上げの20%以上減少が確認できる場合、セーフティネット4号の申請を、5%の、以上の、ええ、が確認できる場合5号申請を、事業者が申請され、町が中小企業信用保険法に基づいて認定をしております。認定をした事業者に対して金融機関を、金融機関に融資を受け入れた場合、保証協会に保証料をかけないというケースが、ほ、かけないといけないというケースがあります。万が一返済ができなくなっ

た場合、金融機関に対して保証協会が保証をおこないますが、4号申請の場合は100%、ええ、5号申請の場合は80%返済額を保証協会が保証するというものです。6月5日までに邑南町では4号保証が12件、5号保証が、ええ、12件、合わせて24件が金融機関を、ええ、通じて町に申請をされ、認定をしているところでございます。

●石橋議員（石橋純二） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） ええと、ただ今、あのう、セーフティネット保証4号、5号の説明をいただきました。それぞれ12件ずつの申し込みがあったということでございますが、これは、昨年度の収入とそれから今年度の申告した収入で、この差があると。5%の場合は80%、じゃなくて。5%の場合が4号ですか。ああ、20%。それで、20%の減額の場合が4号、はい。それから、5%以上減額、減った場合が5号ということでございますが、これを、書類を、町長の名前で認めて提出するわけですよね、金融機関に。ですから、私はこの、もし、なんか返済不能とかなった場合には、町長の、町の方にも何らかの責任があるかと思っておりましたが、これは、それを昨年度と今年度の比較で、を証明するためのものだと解釈してよろしいですね。それで、ええと、この場合、いわゆる信用保証協会が入るのは、これは間違いないということで、まあ、さきほどの80%、5%部分が減額になった場合は80%の保証、信用保証協会が80%を保証すると、あとの20%については、その各金融機関がもちなさいということと理解してよろしいですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、そのように、そのとおりだと思っております。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） まあ、あのう、今のは国、それから県の制度でございましたが、まだ、いわゆる金融公庫、現在の正式名は日本政策金融公庫でしょうか。商工業者の方は、まあ、これを利用されるのがいいのかなあ、と思っておりますが、マル経資金というのがあります。これは通常枠として2,000万。それに今回のコロナ対策事業で1,000万の上乗せができるということが、を承っております。で、これについても、いわゆる利率、このう、さきほど説明いただきました国、県の制度についてもですが据置期間が、は3年とかございます。この政策金融公庫についてもそうですが、その利子はあとで返ってくるという、無利子で、3年間の分は無利子になるというようなことがございます。この有利な、皆さん大変な時期をお迎えでございましょうが、こうした大変な時期でございまして、できるだけ借入れをされて、そして利息のない融資を受けられて、これからの経済活動に役立っていただきたいと思います。ええと、続いて3点目でございしますが、昨日瀧田議員の方からやら、説明、あのう、質問もございました。それで、これは、あのう、町の方で宿泊、飲食

業関係の方に感染防止のための設備をされたときに支給される20万円でございます。それと、これからできます中小、町の単独事業でございます中小企業・小規模事業者の、対する融資金でございますか、これが20万。これは合わせて飲食業の方、宿泊業の方は、両方、あのう、融資じゃなくて支給をいただけるわけですか、申請すれば。それと、例えば先ほどの飲食業関係の設備、感染防止のための20万円でございますが、防止のためにかかった費用が例えば10万円でおさまったよという場合でも満額20万円支給されるのか。かかっただけを支給していただくのか、ちょっとそこらを教えていただきたいと思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、議員さんの質問に、ええ、お答え致します。まず、1点目の、ええ、補助金の少し、ええ、ちょっと違いを説明させていただきますが、まず、邑南町の飲食業、しゅくあつ、宿泊サービス業新型コロナウイルス対策事業補助金についてですが、これは感染予防を、ええ、主に考えております。で、まずは町内に、ええ、感染を蔓延させないということが、ひとつの趣旨となっております。で、続きまして、今議会最終日に追加予定の補助金、ええ、中小企業・小規模企業継続支援金についてですが、こちらは、4月、5月非常に苦しい緊急事態宣言を受けて、ええ、時期があったと思います。町の方も自粛を要請させていただきました。まあ、そういったなかで、持続化給付金に対象にならなかった事業者の方すべての事業種、業種において給付をするという、20万円一律給付をするということになっておりますので、したがって、ええ、飲食、宿泊業の方はですね、両方の事業が対象になるということです。で、次のご質問ですけれども、ええ、20万円が最大ではございません。20万円までが最大です。で、20万円までが最大です。で、使った経費で、例えば5万円なら5万円、10万円なら10万円申請をさせていただいて、それを補助するというものでございます。最大が20万円というふうにご理解いただければというふうに思います。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） はい、あのう、今の飲食業関係の支援金については理解を致しました。ええと、続いて4番目でございます。これも、この3番目と関係はいたしますが、いわゆるこのコロナ感染症によって長期化が予想、経済回復には非常に長期化が予測されます。で、行政としてもこちらで様々な助成金を支給していただいたりしておりますが、今後は回復のための資金が、回復のための事業を行っていかねばならないと思います。ええ、昨日も漆谷議員の質問にもございましたが、商品券を発行してほしいという質問がありました。これについて、石橋町長の方からはプレミアム商品券にするのか、あるいは国の考え方によっては皆さんの、町民の皆さんに1万円を支給、各おひとりおひとりに1万円を支給していくのか、状況をみながら考えていきたいという答弁でございました。全国的に言えることでございますが、いわゆる宿泊業、それから旅行業、飲食業、この落ち込みが、まあ、一番ひどいと思っております。それで、特に本町におきましては、まあ、いこいの村しまねをはじめ、旅館業、それから民宿関係、これがたくさんございます。で、また、これに、コロ

ナに輪をかけて旭テングストンというスキー場、あるいは瑞穂ハイランドというスキー場も倒産を致しました。まあ、今年は雪が降らなかったということもございますけれども、特に民宿関係の方の被害は本当に甚大なものだろうと思います。商品券、町内のいわゆる小売店、あるいは商工業者の経営する店で使える商品券も大切だとは思いますが、こうした一番厳しい業界に対して利用できる券なり、商品券なり飲食券なりを、その通常の商品券に上乘せをして考えることはできないか。例えば宿泊をした場合には何千円補助しましょうとか、飲食金は、1,000円のもの何枚か、というような形で別途にする。あるいは、バスをもったタクシーの運転手さん、タクシーにおいても非常にこの二、三箇月は厳しいものがあつたと思いますので、そうした、いわゆる交通業というんですか、運送関係。こうしたものに対する支援というものはお考えではございませんでしょうか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、国においては、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者に対して、資金繰りであるとか設備投資、販路開拓であるとか経営環境の設備といった支援を行っております。町といたしましても国や県の事業の、状況を注視し、今後、情報を収集をさらに努め、町として優先的に、効果的に何が一番必要かをまず判断をさせていただきます、対策を講じていきたいと考えております。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） あのう、理解は致しました。あのう、いわゆる町内に客を呼ぶ、観光ビジョンがこの度できましたけれども。「観光」やめます「関係」深めます、ですか、これはこれ、一つの標語としてでありましょうが、やっぱりこう、町外から、あるいは町内の人も利用できるような形で、いわゆる業界、厳しい業界の景気回復を図っていくことが大事だと思いますので、またこの点につきましては、よろしく願いを致します。これに限らず、旅行業なんかも97.1%の減少だというようなことも言われておりますが。また、葬儀に関してもねえ、家族葬というのが増えて、ここでいうべきかどうかわかりませんが、寺院さんについても非常に厳しいものがあるかと思います。まあ、これで、それを援助するというにはならないかと思いますが、本当にすべての業界で、業態で厳しいものがあります。とにかく、この町内の景気が図られるように、あのう、よろしく願いしたいと思います。それから、まあ、ちょうど巣ごもりという言葉で、いわゆる家食いうんですか、内食、あるいは中食といって、買ってきてあれする。で、町内の商店業者でも伸びた商店はございます。しかしまあ、全体としては非常に厳しいものがありますので、行政として、あのう、当然町内で買い物をしていただくというのは、常々言っておられますけれども、あのう、やっぱりここで今一度ですね、呼びかけを、町内での買い物の呼びかけを、週に1回はそりゃあ広島あたりに出られても、通常の買い物については、とにかく町内で買っただけのように宣伝なり、そうしたことを訴えていただければと思います。遠い親類より近くの他人ということがございます。近くに店があれば、なんかの時に役立つわけですから、ひとつ行政としても応援の程をよろしく願いを致します。それから、ええと、続いて

4点目の医療部会における協議事項のなかで、啓発と感染発生時の想定した取組についてでございます。これは医療部会で話があったということで、きのう、昨日平野議員の質問の中にもあったと思いますが、石橋町長の方から、いわゆる感染症が発生した場合の病院内の医療従事者の確保が重要、必要であるということで、退職看護師さんを確保したという答弁がございました。ええ、私もこのことをちょっと聞いてみようと思っておりましたが、答弁をいただきましたので深くは申しませんが、これは、邑智病院の看護師さんを退職された方ではないでしょうか。それとも、ほかにも町内の医院等で退職された看護師さんにも声をかけられたのかどうか。そして、この数、人数、登録された人数というのはどのくらいなのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 口羽医療政策課長。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） ただ今の議員の質問に対してお答えをしたいと思います。まず、感染蔓延時を想定したもと看護師さん等の協力依頼の件ですけれども、これは、保健課の方から邑南町内で町がわかる範囲の32名のもと看護師、まあ、資格をもっておられるもと看護師さんとか保健師さんの方にもお声をおかけして、ええ、確認時点では11名の方が協力していただけたということで回答いただいております。現時点では、病院の支援ということでお願いしているところでございます。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） ええと、まあ今回の質問はこれで、1番目の質問は終わらせていただきますが、この感染症対策については、政府の方ではスピード感をもって取り組むということを何度も聞きましたが、いわゆる国の持続化資金等々も今だにまだ、5月の1日から始まっておるのにもかかわらず、まだまだ支給されてないというような声も聞いております。まあ、このスピード感という言葉は非常に使いやすい言葉で、ええ、耳にあたりのいい言葉だと思いますが、よく考えてみますと、まあ、スピードをもってやりますよ、だけれどやれん時にはこらえてください、というような、こう、ちょっと逃げの言葉も入っとるようでございますので、ええ、特に邑南町では素早い対応をしていただきましたので、あえて申しませんが、やはりこれから2波、3波の感染が予測されますので、これからもひとつスピードでもって取り組んでいただきたいと思います。ええ、以上で、コロナ関係の質問は終わらせていただきます。ええと、続きまして、ええ、ひきこもり対策についてを質問させていただきますが、時間がないので、簡単に、時間内に終わるようにやっていきたいと思います。ええと、40代から50代の世代を70代から80代の親が支える世帯の問題が深刻化する現象7040、8050問題と呼んでおりますが、全国で40代から50代のひきこもりといわれる人たちが61万3,000人との推計値が発表されました。それから、また、15歳から39歳までのひきこもりといわれる人たちが54万1,000人いるといわれております。合わせますと115万4,000人の人数を数えるわけでありまして。財政の専門家たちは、親世代がいなくなれば年金もなく、生活保護をはじめ将来の社会保障が大変なことになるよ、財政、こうして財政面からの心配ばかりを取りあげております。確かに問題か

もしれませんが、それ以上に本人、ひきこもっていらっしゃる本人が何よりも苦しんでいるわけですので、手を差し伸べるのが行政の務めであろうと思います。寄り添うことが問題解決にあたるものと思っております。そして、邑南町はフィンランドとの交流事業を通じて福祉教育、あるいは障がい者教育を自分達の問題として取り組んでおります。そこで、今日、2点目はひきこもり対策について質問をさせていただきます。まず、あのう、時間がございませんので、ひきこもりの定義、邑南町におけるひきこもりの定義、あるいはこれは国の基準がございしますが、これを、これと同じようにやっていらっしゃるのかどうか。それから、邑南町におけるひきこもりの状況、これはどうなのか。このことについて1番と2番、一緒にあわせてお聞きしたいと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） まず、議員お尋ねのひきこもりの定義についてでございますけれども、ひきこもりの定義についてでございますが、まず、厚生労働省で用いられる際には、ええ、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態というふうに定義されております。ただし、重度の障がいとか病気、けが等によって、交流や外出をしたくてもできない状態は、この定義からは除かれるものと考えております。なお、内閣府の方では、ひきこもりを自室や家からほとんど出ない状態に加えて、趣味の用事や近所のコンビニなど以外には外出しない状態、これが、まあ、6か月以上続く場合と定義しておりまして、ええ、こういった方の実態調査を実施したのが、過去、これまで39歳までの若年層だったのが、ええ、30年度からは40から64歳までの方、これが先ほど紹介のありました60万人以上というところの数字ですけれども、こういったところまで対象年齢を拡大したようでございます。それで、邑南町においてでございますけれども、ひきこもりの実態把握につきましては、ええ、平成25年に県下全自治体で。それと、平成30年には邑南町単独でいずれも民生児童委員の協力のもとにひきこもり実態調査を実施しております。この調査は、先ほど申し上げました概ね、ええ、厚生労働省の定義と同じく、年齢を限定せずに、民生児童委員が日頃の活動のなかで知りうる情報を集約したものでございますけれども、これによりますと、邑南町でのひきこもり状態にある方の総数については、平成25年で31名、平成30年時点で33名という結果がでております。ええ、このなかの年齢層でいいますと先ほどありましたような40代以上の方が平成30年の33名のうちですけれども20名、約6割を占めておりまして、ええ、これは平成25年の同じく調査の比率が約4割であったことから、全国的にもひきこもりの高年齢化が進んでいると言われておりますけれども、邑南町にもそれと同じような傾向がみえるというふうにいえるのではないかと思います。また、あのう、議員が先ほどおっしゃいました7040と8050の対象者と思われる部分につきましては、ええ、40代、50代の方の同居家族との割合、人数が約13名、13名というふうになっておりまして、このうち父母との同居をしていらっしゃる方が11名いらっしゃいます。40代以上で父母との同居ということですので、これらの方がすでに7040、そして8050の状態にあるか、またはそういった、ほかの家族との同居も考えられますので、そういった状況になる可能性がある方というふうなことで結果がでております。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） ええと、時間がなくなりましたので、全部がとても回答いただけるかとは思いますが。ええ、この今の状況、ただいま状況、どのくらいの方がいらっしゃるのかの報告をいただきました。で、このう、現在の邑南町における具体的な取組について質問をさせていただきたいと思います。どのような取組をやっていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。残り時間が5分をきりましたので答弁は簡潔をお願いします。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） ええ、邑南町における具体的な取組でございますけれども、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度において、ひきこもりの方がはじめて認知されたりというふうなこともございまして。ええ、こういった、この制度においてひきこもりの方への相談支援というのを、その時点からも続けておりますけれども、今年度からはさらに、直ちに就労できない人に対して、その準備を支援する就労準備支援事業というのを開始しております。これは必ずしも就労訓練というものではないわけですが、家から出て規則正しい生活を送っていただくための居場所として、現在ひきこもり状態になった方にも数名の利用があり、今後の支援拠点の一端を担っていくことを期待しております。また、これも以前からですが、障がい者の3つの相談支援事業所にも相談支援機能を担っていただいているところでございますけれども、これも今年度よりそのうちの1事業所と、保健師、地域ボランティアが連携した、主に学卒後どこにも支援につながっていない青少年の方を中心に、安心して参加できる居場所づくりとして事業も展開しておりまして、ひきこもりの方の居場所や相談窓口の役割を担う機関の一つとなることを期待しているところでございます。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） 時間がございませんので、ええ、まだまだ聞きたかったことはございますが。いずれにしても、やはりひきこまっていらっしゃる方、これをどのように就労、あるいは就労等々に導いていくのか、まあ、これにはやはり支援員の設置、専門の支援員も必要でありましょうし、様々な施設もいろいろかと思います。そうしたなかで、私も、あのう、ちょっと研修をさせていただいたところがございますが、今日ご披露するのは時間がございません。で、また改めて質問をさせていただければと思います。まあ、一概に、先ほど33名の方が対象となっておりますと言われましたが、一概に部屋に閉じこもっているだけということではなくて、やっぱりもう少し幅広く捉えていかなければならないんじゃないかなという気がしております。ええ、外になかなか出にくい人、まったく出ないではなくて出にくい人、またあるいは働きづらい人、生きづらい人たち含めた総合的な政策が必要であろうと思っております。ええ、社会参加のための訓練施設や就労訓練が必要でもありますし、ええ、

先ほど自立、生活困窮者自立支援法という話が出ましたが、これについても神奈川県相模原市では、まあ、伴走型の就労支援を行っておられるということでございますし、全国でもいろいろとありますが、これには町民の理解も必要でありますし、あのう、今、農福連携ということも叫ばれております。いわゆる農商工業者の理解も必要となります。ひきこもりの人や障がいをもった人たちが農林業体験を通じて社会参加をしておられるということもございまして、これらについてまた、改めて質問をしていきたいと思いますが本日は時間がございませんので、これでおわ、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

●**山中議長（山中康樹）** 以上で石橋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前11時50分 休憩 ——

（Ｂグループ議員の入場）

—— 午後 1 時15分 再開 ——

●**山中議長（山中康樹）** 再開をいたします。

●**山中議長（山中康樹）** 続きまして、通告順位第７号大屋議員、登壇をお願いします。

（議員登壇）

●**大屋議員（大屋光宏）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** ７番、大屋議員。

●**大屋議員（大屋光宏）** はい。今議会におきまして１１名、すみません９名の方が一般質問するなかの７番目となります。皆さんと同じように新型コロナウイルス感染症対策について聞きたいと思っております。２月前後からこのことが話題になりまして、各自治体が様々な対応策をとってこられました。で、その経緯をみるなかで、ずっと不思議に思っておることがありました。マスクの配布にしても、この度は邑南町はされませんでした。前回の新型インフルエンザが流行したときには、真っ先に町民の皆さんにマスクを配られましたが、あのう、この度はなかった。で、他の自治体が様々な支援策を行うなかで、邑南町はなかなかその支援策は出てきませんでした。で、その理由っていうのが、他の自治体と違って邑南町には新型コロナウイルス感染症の影響が少ないのか、支援をする必要がないと考えられているのか、もしくはやりたいんだけどお金がないのか、そのあたりがすごく疑問に思いましたので、今回の一般質問につきましてはその点について聞きたいと思います。まず、あのう、支援の必要があるかないかにつきましては、今までそれぞれの議員の方が質問されたなかで、町長はじめ課長が答えるなかで町民生活全般に大きな影響がある。で、何らかの支援を考えていきたいという答弁がありました。支援が必要であるというところは、あのう、確認がで

きているとは思いますが、改めて石橋町長に新型コロナウイルス感染症が町民に対してどのような影響を与え、今後どのような影響がまた、出てくるのか。そのなかでどのような支援策が現時点で必要であると考えておられるか聞きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） ええ、ご質問の点でございますが、新型コロナウイルス感染症が町民生活と町内経済に与える影響と今後どのような支援策が必要かということでございます。まず、町民生活ですけれども、これまで感染拡大を防止するため、町からも3つの密を避け不要不急の外出の自粛などを呼びかけてまいりました。会議もできず、公民館などの公共施設も休館になり、様々な地域活動や行事がストップしました。また、学校を休業し、その間の学習の遅れや子育て世帯の負担が増加の心配もございます。まあ、その他身近なところでは冠婚葬祭の形や、あるいは町民の休日の過ごし方など町民の生活様式も大きく変わってきていると感じております。町内の経済においては、特に影響を直接受けた飲食業や宿泊業へ、コロナ禍で事業継続できるよう、県内でも先駆けて支援制度を設けたところでございます。町内外の雇用も、雇用調整助成金などの支援はあるものの、収入減は避けられず経済全体も縮小の傾向にあります。町の指定管理施設の休業は、運営法人のみならず取引業者や関係事業主の収入減少にも影響しています。このような誰もかつて経験したことのない状況でありますので、町では、これまで議会とも連携し4月、5月と補正予算を組み、国の経済対策も活用しながら、緊急対応段階における感染拡大の防止や、事業の継続、雇用の維持そして生活の下支えを実施してきているところであります。感染症の収束は見通せず、第2波第3波も心配されるところであります。今後の支援策としては、地域経済の立て直しと感染症に強い地域経済、地域社会を構築する必要があります。また、生活に困っている方々への支援や子供たち教育環境の整備も進める必要がございます。このため、今6月議会で提案している第3号補正が成立後には、直ちに第4号補正を成立させていただき、次のステージである継続、回復段階のスタートを目指しているところであります。さらには現在検討されている国や県の新たな支援制度を踏まえた施策の準備も進め、町民の皆さんの雇用と生活を守っていききたいと思います。まあ、ここまでは一通りのことであります。ええ、ちょうど今、国会が開会中でございます。ええ、まあ、いろいろと、そのう、議論をされているわけではあります。例の地方創生臨時交付金であります。まあ、これを国では第1号補正の1兆円から2兆円にこう増やすということを言っておられますが、どうも今は、なんか形式の問題で、入口の部分で議論がいろいろとあるようで、中身の議論あまりになっていないようなところがあって残念ではございますが、これ、できるだけ早期に成立させていただき、しっかりそうした国の財源を確保しながらやっていきたいなあ、とこう思います。問題は、その2兆円の中身であります。具体的には、まだそのう、しめされているわけではありませんが、昨日の新聞報道によりますと、2兆円のうち1兆円は家賃あるいは雇用維持そういうところに配分したいということになりますと、まあ、新聞の紙面ではこの田舎よりも都市部の方へ手厚く配分されるんじゃないかなあと、こういうことを書かれていらっしゃるので、若干それ、あのう、まあ、全体増えたとしても少しまあ、心配もある。残り1兆円がある意味では、地域経済の活性化で、ええ、ある意味では、自由度の高いところへ、我々のところへ、まあ、手厚く配分されるかもしれないけれども、若干ひも付きということになりますと心配では

ございます。それから、県の方もちょうど今、県議会の開会中でございます。で、まあ、これから議会でいろいろ議論されるんで、私も突っ込んだ私見は、ともいえることは避けたいと思っておりますけれども、6月定例県議会の提出議案の中身を、こう事前にいただいております。で、まあ、要は、新型コロナウイルス感染症対策ももちろん大事ではありますが、疲弊をしているこの邑南町の経済をどう立て直していくかということについては、まあ、昨日から今日の午前中までの議論を聞いて、しっかり、あのう、二正面作戦をやっているかなくてはいけないのかなあ。ひとつは、いわゆる邑南町の経済の底上げ、こういうことだろうと思います。で、もう一つは、やはり、今日も午前中議論があったように、一番邑南町の中で困っていらっしゃる事業者、そこへ今後も継続的に支援をしていくと、こういう、まあ、二正面作戦が必要なのかなあというふうに思っております。で、県の方もそういうところはいろいろとこの県の議案を、こう見ますと考えていらっしゃるようであります。例えば、あのう、プレミアム飲食券、宿泊券。これ、県独自で考えていらっしゃるようであります。あるいは、あのう、貸切りバス事業者に対して、今、まったく稼働できておりませんけれども、邑南町でもそういった業者の方もいらっしゃるわけですが、ええ、そこへ、まあ、とりあえずは県内移動ということに限ってはありますけれども、経費や運航のそうした売上げの経費を支援をしていくということも掲げていらっしゃいます。特に、あのう、まあ、飲食についてもできるだけすべての、町内の飲食業者も対応、対象になるようにということも当然でありますし、宿泊についても、今日午前中にありましたが、当然、まあ、いこいの村しまねなんかは、ぴったりくるとは思いますが、民宿、民泊そういうところでもですね、ぜひ対象にしてほしいということ、午前中に県議さんにもお話をプッシュしてもらうようにしております。それから、貸切りバスについても、こうした県境の町でありますから、県内移動ももちろん大事であります。やっぱり今、中国5県自粛解除になっていますから、少なくとも例えば広島とか、岡山とか山口とか、中国のなかでの貸切りを利用した、貸切りバスを利用した旅行プランというの、いずれは早めに対応できるようにしていただきたいということも知事の方にはお願いをしております。まあ、ここはまずは県内、それから中国5県という形で貸切りバスは拡大を図っていかれるようであります。それから、もうひとつ大きなのは、まあ、県が新型コロナウイルス感染する前から美肌の湯という形で、これを大々的にキャンペーンをしてお客さんに来てもらおうということでございました。で、まあ、それが今止まっているわけですが、いよいよこれをまた再開しようというところで、美肌の湯キャンペーンのなかに温泉施設が、温泉施設がありますけれども、それに対する今回の感染症の対策であるとか、あるいは旅行、まあ、来ていただくためのキャンペーンの費用であるとか、そうしたものを随分織り込んでいらっしゃるわけがあります。で、じゃあ、私どもの町内で温泉施設というのは霧の湯があるわけです。で、これが対象になるのかどうか私も大変心配をしておりました。で、まあ、昨日は、昨日実は県議会開会前にですね、今日が開会ですから、開会前に聞くのはなんだとは思いましたが、霧の湯が対象になるかどうかということを確認を県の方にさせていただきました。昨日の夜、回答がございまして、霧の湯は対象になりますと、こういうことであります。つまり、美肌の湯でありますからやはり、美肌の湯になるための温泉成分というのがあって、まあ、温泉にはいろいろとありますから、すべて県内の温泉施設が対象になるわけではないが、霧の湯は美肌の湯として認定を県はしているので、対象になりますということでもあります。そうしますと、例えば今、霧の湯をなんとかテコ入れをしたいと、こう思っておりますが、ああ、施設改造についても県の方で上限1千万まで、施設改造についても出すということの提案になっておりますので、非常にこれはありがたい話かなあと、まあ、いうふうに思っております。いずれにしても、あのう、遅い、早いとは別として、我々そのう、一般財源限られているなかで、国のお金、県

のお金をどうやって取り込みながら、しっかり裏付けのもとにやっていくか、そうしないとですね、なかなか難しい問題がございますので、その点もご了解いただきたいなど、こういうふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） ええと、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町内経済、生活っていうのは大きな影響を受けているというところでは、答弁いただいたとおり認識は一致するし、様々な施策、特に生活の底上げ、経済の底上げっていうのは必要なんだと思います。ただまあ、その手法として国、県の動きを見ながら、予算の裏付けをとりながらやっていく、今、その説明を町長がされたんだと思います。で、まあ、遅かれ早かれっていう話もありました。自分のもっているお金を使って先にやっても結果的に今回は交付金措置っていうことで、前もって自分のお金を使ってても、あとから交付金の対象になればそれと入れ替えることができるということで、同じ事業を早くやった町も遅くやった町も結果的に財政負担っていうのは、大きな違いはないんだと思います。ええと、経済なり生活に影響することでもありますので、早くできることがあれば早くすべきだとも思っています。ただ、そこが財源があるかないかなんだと思います。大部分の自治体はその財源っていうのは財政調整基金もしくはふるさと基金なんだと思います。そこで、まず、あのう、事務的な話ではありますが予算上、現在の財政調整基金の残高はいくらか。で、あわせましてその原資っていうわけじゃないですが、なりうる可能性のある昨年度の、令和元年度の一般会計予算の決算見込みというのはいくらであるか。それと直接こういう、なにかあったときの財源に使えるお金ではありませんが、あのう、減債基金というのがあります。過去に借金をしたものの返済、これから投資をするために借金をするときに使う、原資とするものでありますが、その減債基金の今年度当初の残高はいくらか。で、残高のうち、今後何かこの部分で充当予定のない金額がどの程度あるか。それと、今年度は公債費で繰上げ償還の予定がありますが、その金額とそれはすでに償還し終えたものなのかどうか。それと、あのう、基金の目的が違うので難しいかもしれませんが、減債基金の充当予定のないものについては一部を財政調整基金に組み替えて感染症対策に使うことができるかどうか。で、あわせまして、もう1点ふるさと基金につきまして、年度当初の残高。で、残高のうち充当予定がないものがいくらあるか。ただ、ふるさと基金っていうのは、あのう、寄附される方が使途を明確に意思表示をされて寄附をされています。寄附の使途にかかわらず感染症対策として使うことができるのか。ただ、使途のなかで町長におまかせっていうことがありますので、町長におまかせっていう部分は感染症対策に使うことができるのか。併せて一括で質問をしますので答弁をお願いします。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 財政調整基金、減債基金、ふるさと基金についてご質問がございました。まず、財政調整基金でございます。この基金は、一般会計予算の財源の増減を調整するための基金でございます。現在の残高でございます。令和2年度当初、財務課の方

では元年度末時点ということで把握しておりますが、この額は約2億7,374万2,000円でございます。また、令和元年度の一般会計の決算見込額でございますが、出納整理期間が終了したところでまとめましたところ、歳入が約123億9,066万6,000円、歳出が約121億5,640万4,000円でございます。差引き2億3,426万2,000円が繰越金となる見込みとなっております。続いて減債基金でございます。この減債基金は、町債の償還の財源に充てるための基金でございます。令和2年度当初の残高は約19億7,920万円でございます。この内、充当予定のない額でございますが、約3億1,182万1,000円でございます。また、今年度繰上償還に係る予算として公債費に計上しておりますのは、内容としましては平成20年度に借入れた臨時財政対策債の未償還分でございますが、金額は1億5,483万6,000円でございます。この予算執行状況につきましては、この予算額につきまして年度末を償還期日とし計上しておりますが、できるだけ早く執行できるようただ今準備を進めているところでございます。緊急事態の場合、この減債基金の一部を財政調整基金に組み替えて、感染症対策の財源として使うことは可能かというご質問でございます。減債基金条例第6条には、基金の処分は町債の償還財源に充てる場合に限り可能とされております。ええ、したがって感染症対策の財源として直接的に使用することはできないものと解釈をしております。緊急事態の場合の基金による自主財源の確保につきましては、その他にも基金がございますので、それぞれの基金の設置目的の範囲内で対応してまいりたいと思います。ええ、ふるさと基金の状況でございます。ふるさと基金は、ふるさと寄附を財源に町づくりに要する経費に充てるために積み立てる基金でございます。ふるさと基金の令和2年度当初の残高でございますが、約9,159万6,000円でございます。この内令和2年度で充当予定のない金額は5,066万6,000円でございます。緊急事態の場合、寄附の使途に関わらず感染症対策の財源として使うことは可能かという質問でございます。ええ、邑南町ふるさと寄附条例第8条には、基金の処分は寄附者が指定した使途に充てる場合可能とされておりますので、使途に関わらず使用することはできませんが、ええ、言い換えますと、使途の範囲内でなら感染症対策として認められるものは使用することが可能というふうに解釈できると思います。この中でも、ええ、町長におまかせは使途としての範囲は広く、感染症対策の財源とすることもできると考えております。なお、ふるさと寄附につきましては、令和2年度から規則を改正しまして、寄附の使途に自然災害や感染症等の被害に対する支援や対策を加えておりますので、こうしたものも今後活用できるものと考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。ええと、邑南町の財政が厳しいか、厳しくないかといいますと、行財政改善計画に基づいて町民の皆さんにも負担をしていただきながら改善をしていますので、厳しいのには変わりはないんだと思います。不健全な運営をしているかといいますと財政規律を保ちながらきちっとした借金をすれば新たな借金返済のための財源を確保する、減債基金を積み立てるということで、問題なくされてきているんだと思っています。ただ、こういう事態が起こったときに、他の自治体は財政調整基金なりふるさと基金を使って様々な事業をされている。で、視察に行ったときとかによく聞かれるのが、邑南町は経済、すみません経常収支比率が高いですねって言われます。30年度くらいで、おそらく九十六とか九十七パーセントだと思います。ただ、聞かれたときに答えるのは、自由なお

金はすごく無いですけど、やりたいことがやるときに有利な起債とか借りてやっているの、自己負担をなるべく少なくしてやっているの、財政的にやりたいことができないんじゃないなくて、有利な借金とか補助金とか交付金を使いながらやりたいことを自己負担少なくやっているの、経常収支比率が高くても不便はないと思います、って答えてましたが、よくよくこの度調べてみますとなかなか不便が多いんだと思います。あのう、先ほど基金の話をしてましたが、どこかで一度しとかなないといけないと思った、ちょっと全然違う話ですが。新型コロナウイルス感染症対策っていうことで、町がなにもしてないわけじゃなくて、補正を組みながら順次やってこられてます。それが今回国からの約9千万近い交付金がきたなかで、町が感染症対策等に使ったお金として4,000万を振替。で、5,000万については、ほぼ町民のための事業支援ということになっていると思います。国民健康保険、国保につきましては、国保のなかでもっている基金を500万ほど使って、後期支援金の所得割3.14から2.59に、っていうことで0.55%の引き下げをされています。それぞれ努力をされています。何もしてないわけじゃないと思うんですが、やっぱり基金をもっていれば何かできるけれど、お金がなければすごくできないのかなあと思いました。町内、ああ、すみません。県内を見たときにも、比較をして初めて。まあ、議員としたらもっと調べなきゃいけなかったと思うんですが、見ますと、先ほど邑南町の財政調整基金の残高は約2億7千万っていう答弁があったと思います。30年度末で県内の町村比べますと、そのときに邑南町は4億8,800万ってでていましたので、2億くらい減ったなかで、ええと、この度の新型コロナウイルス感染症対策で津和野町は次から次に手を打つとられるなあと思いました。商業の町っていうことあるんだと思います。ちなみにその財政調整基金の30年度末の13億の残高です。邑南町の特徴は、財政調整基金がすごく少なくて減債基金がすごくたくさんもっているってことなんだと思います。将来投資のための、投資がしたいがためにそういうことになっているんだと思います。決算見込みを聞きました。で、例年決算をしたときの、今回でいうと約2億3千万の余剰金がでるんだと思います。例年、4億近い時もあるときもあると思います。それから、繰り越しした事業等引きますと、実際の繰越し金額というのは減ってくるのかもしれませんが、それをどう処分するか、どう使うかっていうときに、減債基金に積み立てるか財政調整基金に積み立てるかかっていうことで、近年は減債基金に積み立てることが多かったです。財政調整基金にあまりたくさん積むと国からの支援、あのう、交付税を受けながら貯金をいっぱいするのかって叱られるからっていうことで説明を受けていましたが、自治体で比較すると邑南町は決して怒られるレベルではなく、非常に少ないんだなあと思いました。あわせまして経常収支比率っていうのが96%くらいって話をしましたが、僕はあのう、田舎の町はこれが当たり前だと思っていたら調べますと大都市ほど高く、ええと、規模が小さくなるほど経常収支比率は低くなるものみたいな形で、町村レベルであると約9割、90%っていうのが標準みたいなんです。見ますと奥出雲町が一番低くて86%。津和野町で90%、近隣でいうと川本、美郷町とも92%。やはり、そのう、この経常収支比率が高い、財政調整基金をもっていない。で、さきほどいろいろな基金の話を聞きましたら、ほぼほぼ自由に使えるお金がないというのが実情だと思います。財政調整基金が2億7千万であれば、ええと、予算を組むときのやりとりで、もう、これ以上少なくなると来年度予算は厳しくなる、予算を組むのが難しい、これを使って何かするのは難しい状態なんだと思います。ふるさと基金についても同じだと思います。そうすると、あのう、これから何かあったときを考えると今の財政状況っていうのは異常じゃないのかなあと思いました。もう少し財政調整基金を積み立てる、もしくは経常収支比率をさげていくっていう方策っていうのは必要だと思うんですが、そのあたりの財政運営についてどう考えておられるかを教えてください。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） ええ、非常に厳しい財政状況のなかでの財政運営というご質問でございます。議員さん先ほどご説明のとおり非常に邑南町が財政の健全化という点では非常に状況的には悪い状況でございます。今後の財政運営につきましては、基金でいいますと、財政調整基金というのは30年度から昨年度に向けて約2分の1に減額になっておりますので、なんとかこの額を今度繰越金なんかも出てまいります、そういったもので補充したいというふうに考えております。ただ、一方で減債基金の方でございますが、これはこれで、今から大型事業を控えております。そういったものの準備のためにも、やはりある程度は余裕をもってですね、積み上げていきたいというような、あのう、状況でございます。したがって、あのう、まあ、当初予算、来年度の予算編成など今後進めてまいります、ええ、今進めております経常収支比率を、経常的経費をなるべく少なくする予算の見直し、あるいは、そうですね、行財政改善をただ今進めておりますのがそういったものを一層進めて財政の健全化を進めてまいりたいというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。町長にも聞きたいんですが。まあ、今は財務課長が財政の運営上の話をされました。ただ実際、何かあったときにこうみると、今の邑南町の状態では手持ちのお金がなくて何もできない。もっと経常収支比率を下げなきゃいけないんじゃないか。で、それを踏み込んでいくと、今は財政運営だったけれど、町政運営として大型事業をもう少し見直しして、ほんとに今のままやっていいのか、このままやったときの経常収支比率がどうなるのか。よく、あのう、有利な起債がありますからっていわれますが町の持ち出しはあります、あのう、少ないですって言われても、やはり借金をしてやればなんらかの持出しがでてくる。で、何かを作れば必然的に維持費が高くなってくる、どんどん自主財源が減ってくる。そうすると、あのう、このような新型コロナウイルス感染症が起こったとき、今は世の中がリスクですので、今まで以上の対応をしていかなきゃいけないときに本当になんかお金がなくて何もできない状態っていうのはよくないと思うんですが。今後の町政運営として、その経常収支比率を見直すには、もう大型投資をある程度見直していかなければ、町政運営全体で、そこで見直しをしなければいけないと思うんですが。そのへんをどう考えているか、町長の考えを聞かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） まあ、合併以来この問題はずっと邑南町については懸案の問題でして。まあ、事業をしなければお金は貯まってくるというのは、これは当たり前ですけども、事業しなければならぬというなかで、まあ、綱渡り財政というのは、これはある意

味では宿命だろうというふうに思っています。そこをいかに財政破綻をさせないようにするかというのが我々の使命であって、そこは基本だろうというふうに思います。で、経常収支比率のなかにも人件費であるとか、物件費、あるいはそういったものもあるわけですが。まあ、大型事業については、ちょうどこれから、あのう、私も言うておりますように四、五年のなかで、かなりの部分がここにいくんではないかなあというふうに思っております。したがって、ええ、まあ、この四、五年は大屋議員がいわれるようなことには、なかなかならないだろうと。やっぱり、町民の皆さんと約束したところがありますから、しかも、これは邑南町の将来の、やっぱり命運にもかかっておりますし、そのための財源的な裏付けも今少しずつではありますけども、考えているわけでありますので、まあ、それは削るわけにはいかないんですけども。じゃあ、どこを削るか、ということについては、それこそ皆さん方と議論をしていかなきゃいけない課題かと思えます。皆さん方もそれぞれ地域のそうしたインフラ整備、道路も含めてやっぱりやってほしいという問題はあるわけですので、ええ、そこをしっかりお聞きしながら、結論ありきではなくて柔軟に考えていく必要もあるだろうかと思っています。で、今回の、あのう、おそらく国は我々もそうですけれども、コロナっていう問題は全く予想だにできなかった、ということではありますが、今、邑南町というよりも、もうこれは、あのう、地方自治体の大変大きな財政的な問題になろうかとしています。秋田県は80億貯めておったんですけれども、それを全部財政調整基金であります。このコロナに使ったということがあります。ええ、千葉県は貯めておった財政調整基金、コロナのために、それから去年の災害のために使って9億円しかない。東京都でも9,000億円貯めておったものがもう7,000億円くらい使わざるを得ない。ええ、やっぱりこれは、あのう、そうした今まで豊かな都市についても同じことが言えるし、ましてや、こうした我々のような小さな自治体でも当然いえるわけで、その自由度の高い財政調整基金をどのいうふうにしていくかっていうことは、むしろこれは国の全体の財政的な考えのなかで、やっぱり考えてもらわないといけないと思えます。あのう、いわゆる自主財源というものが当然ないわけですので、我々はよくおっしゃっているように有利な起債を、どう国が制度化して、我々に対して提供してくれるか、ということであろうかと思えます。で、まあ、それで今も国は、当然危機感をもっていて、新聞報道によりますと、国が非常に低利な財政融資制度を作って、いわゆる特例債という形で財政調整基金を使わなくても、そうした制度を、特例債を設けようとされているわけであります。あるいは、従来の10年債から1年債で返していけるようなものも考えて。やっぱりこれは大きな、国のやっぱりしくみとして考えてもらう必要があるかというふうに、まあ、思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。新聞報道でもあったとおり各自治体がもっている余裕の貯金、財政調整基金をはじめとする貯金がこの度の新型コロナウイルス感染症対策のために約7割が使われたっていう報道がありました。何かのために貯めているお金なので緊急事態、こういう場合に使えてなくなったっていうのはいいんだと思います。邑南町はその使うお金がないんじゃないですかっていう議論でした。今後も何が起こるかわからないなかで使えるお金をいかに、なにもないときにはできるだけ節約をして貯めて何かのときにやはり使えるようにもう少し準備をしておくべきではないですかっていう話でしたが、まあ、町長は国全体で考えることであるという答弁だったと思います。時間もなくなってきましたので、もう

1 個質問ありますが、これは、あのお、どこの、まあ、自治会とかでも同じですが、どっかで財源を捻出しようとするときに、今年は新型コロナウイルス感染症っていうことでいろんな事業ができなくなっています。職員の出張もやめてくださいっていう指示がでているんだと思います。できるかぎり出張しないようにっていうことであれば、予算は確保していたけれど、それは余る見込みが出るものがあるんだと思います。それをどこの時点で整理をするか。例えば早い時点で整理をして、いくらかの財源が浮くってことであれば、それは感染症対策に使えるんじゃないですかっていう思いで、最後の 5 番目の質問をしております。どこの時点で、財政、あのう、予算の整理をする予定があるかを教えてください。

○白須財務課長（白須寿） 番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響より、今年度予算化している事業のなかで実施できないものが発生することが予想されます。ええ、各課にも現在そのような事業の洗い出しを支持しているところがございます。このような予算の整理は今後の補正予算によって行っていくこととなりますが、事業が実施できないことが確定する時期はそれぞれ異なるため、どの時点で整理するかについては一律に定めておりません。まずは、ええ、現在 9 月補正に向けまして整理方針を示したうえで各課の予算要求をまとめまして、来月から始まります 9 月補正予算の査定でも点検を行いまして、予算の整理を進めてまいりたいと考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 新型コロナウイルス感染症というのは、予想だにもしないこと。影響がここまで大きくなるとも思わなかったですし、ええと、町民生活、事業に対してどこまで影響があるのか、今日に見えているものだけなのか、この先まだあるのかっていうのは不透明なところが多々あるんだと思います。ええと、まあ、町民なり、議員としてはできれば町からのメッセージとして、まずは感染症を防ぐために町長がメッセージを寄せられました。そのあとは、皆さん見捨てませんよ、応援していますよっていうメッセージとして、やはり予算措置としてできうることをしてほしいなという思いです。あのう、財源がないなかで、どこかで財源を見つけて、やはり応援のためのメッセージとして支援策を打っていく。で、今回町長は期末手当をカットされました。ただ、残念なことに予算上それが表に出る、大きく出るわけでもないですし、その財源がどっかにいったかっていうと、ただ財政調整基金なり、やりくりのなかで消えてしまっている。本来であれば、ここでいったん 6 月補正の時点で各事業の、事業のわかっているものの整理、町長の期末手当をカットされるものを整理する、併せて何かの事業を組めば、財源を整理されて新たな事業を打って、皆さんのために何か頑張ろうとしている町の姿勢がよくわかったんですが。そのう、非常にそのメッセージ性が弱いっていう点が残念だなあと感じております。あのう、財源確保については、自分達できちっと節約しながらいざというときに貯めていくのか、それは国が考えることなのか、っていう思いはかなり一致しない部分もありましたが、もう少し経常収支比率を下げてこれからなにか起こるかわからない世の中で、もう少し自由に使えるお金っていうのを、他の自

治体に比べても邑南町は少ないので、もう少し持っていくべきだと思います。

続いてもう1点の質問に入りたいと思います。邑南町しごとづくりセンターの今後について、富士市産業支援センター、通称 f-Biz が休止となります。6月30日をもってイドムとの契約解消ということだそうです。まず、その f-Biz が休止となった経緯。また、これまでに町が行った対応策について説明をお願いします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 静岡市、静岡県藤岡市、富士、富士市が開催、ええ、開設されました富士市産業支援センター通称 f-Biz ですが、運営はこえ、小出宗明氏が代表をされています株式会社イドムが、市より委託して f-Biz の運営をされていると伺っております。f-Biz が休止になった経緯ですが、中小企業庁が実施しております中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業において、専門家が支援に関わる謝金、旅費等を不正に受給した事案が確認され、事実を認めた専門家の専門家登録を取消し、専門家に対する謝金、旅費等の返還請求を求める事案がございました。また、当該専門家を派遣した機関である株式会社イドムに対しても、派遣申請が停止措置を受けることが4月14日の静岡新聞で報道されました。このようなことから、専門家派遣申請機関として管理が至らなかったことを重く受け止め、株式会社イドム f-Biz は、株式会社イドムは、失礼しました、f-Biz の受託運営から本年6月まじつ、末をもって撤退するとということが5月22日に確認をしました。これらのことを受け、本町ではしごとづくりセンターに対する指導及びセンター長の評価などの支援契約を見送るとともに、今後どのようにしごとづくりセンターの支援体制を検討をする、検討を行っていくか、ええ、す、する、検討するため全国の f-Biz モデル設置自治体の動向について、ウェブ会議により情報を収集を行ってまいりました。今回、富士市とイドムが f-Biz の契約をろくじゅ、6月30日に契約を解除した件につきましては、イドム側から今回の事態を重くみて富士市側に申し出たものであり、富士市の方から契約を解除したものではないというふうに聞いております。しかし、経済産業省は今回の案件を調査中ということで確認、回答を、ええ、されましたので本町は契約を見送って動向の方を注視している状況でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） もう少し丁寧に説明していただきたいんですが。国の、経産省の事業である中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業専門家派遣事業において、専門家の方が不正を働かれたということなんだと思います。それがなぜ f-Biz の契約解消につながってしまっているのか。イドムは何も責任がないというような説明だったと思います。富士市との関係においても不正があったわけではないんだと思います。そういうなかで、なぜそういう事態になったのか。で、邑南町は、あのう、f-Biz の支援を受けて邑南町しごとづくりセンターを作っております。で、すみません、センター長って方がおられますので、センター長の能力に問題があるとかそういう話は一切しません。邑南町しごとづくりセンターのあり方について聞きますので誤解のないようにお願いをしたいんですが。f-

Biz モデルっていうのはなくなってしまったのか。f－Biz グループがなくなってしまった、f－Biz の支援っていう伴走型の支援っていうそのもの自体はどうなってしまったのか、そのあたりを少し、あのう、説明をお願いします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、質問2点あったかとございます。1点目の質問ですけれども、ええ、不正受給をした、ええ、専門家とイドムとの関係性でございますが、ええ、イドムに派遣登録をされた専門家だというふういきい、聞いておりますが、詳細のほうはそれまでで詳しくは聞いておりません。ええ、現在、経済産業省の方の担当者の方にも確認をしましたが、それ以上は、ええ、調査中ということで申し上げられないというふうに回答をいただきました。で、ええ、f－Biz モデルっていうのはなくなったのかというようなご質問だったと思いますが、ええ、まず、富士市はそのネットワークか、ネットワークから撤退をされたということは聞いておりますが、現状22のネットワークの自治体加盟されておりますが、解散というところは聞いておりません。ええ、です、ですので、今、ええ、22自治体の、ええ、自治体とウェブ会議をしながら連絡をとっておる状況でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。あのう、f－Biz からイドムが撤退されてそこが、f－Biz っていうものが今までの形ではなくなったっていう、まあ、経緯もすごくわかりにくいですし、事実としてどのような不正があって、まあ、どこに責任があるかっていうのも情報が乏しくてわからないし、調査中ということなんでしょう。ただあのう、邑南町としたら委員会でも聞きましたが、Biz グループっていうのがありながら、邑南町のしごとづくりセンターのホームページからその Biz グループのリンクっていうのは排除されております。あのう、自らそういうグループはもうないんだよみたいな形の姿勢をとられとるんですが。あのう、そのBiz グループではないよっていうそういう姿勢を取られた経緯は何だったのか。それと、もう1点、4月に入りまして新年度になりまして具体的には4月の7日、4月の30日、5月の7日に産業建設常任委員会が開かれています。5月12日は臨時議会でした。で、5月26日に初めてこのことが委員会に報告がありました。町としたらそこまで知らなかったのか、もっと早い時点で知っていたが連絡がなかったのか。そのあたりの経緯も、これだけ委員会が開かれながら一切話がなかった。で、ましてや5月の12日には時間がないなかで全員協議会でしごとづくりセンターの所長が、センター長が来られて状況報告がありました。このセンター長が来られて状況報告っていうのは、僕の受け止め方は、新型コロナウイルス感染症があって大変なかでセンターはこういう活動をして支援をしていますという説明かなあとは思いましたが、いまこの、こういう状況があって背景を聞くと、ええと、f－Biz グループではいろんなことがあったんだけど、うちのセンターは頑張りますよ、大丈夫ですよっていうなんかアピールだったのかなあとも思います。ちょっとそのう、あのう、2点。ええとBiz グループからはずれ、リンクをはずした経緯、それとセンター長がわざわざ来られて説明をされた経緯を教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 質問の2点にお答えした、いたします。まず、リンクをはずした経緯ですが、ええ、こちらはf-Bizの方から、ええ、大変ご迷惑をかけているので、今いったん、ええ、リンクの方はずしてほしいという依頼のほうにありましたので、それにしたがってリンクの方はずさせていただきました。で、センター長が、ええ、まあ、全協で等で来られたということに対してはですね、これは一切この問題とは関係なく、しごとづくりセンターの頑張りを議会の皆様にお知らせしたいという思いで出席をお願いいたしました。私たちも知ったのは、5月22日の夕方ということで、ええ、この、あの、状況を確認しております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） あのう、細かいところで追及する気はあまりないですが、委員会でリンクをはずしたのはいつですか、って聞いたときに4月14日って言われたと思うんです。で、ええと、小出さんの方から町長にも説明が事前にありましたって言われたことなので、町が知ったのは5月22日ではないんだと思いますが、あのう、そこはちょっと修正して、その経緯をもう一回話しをしてもらえればと思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 失礼します。4月14日に、ええ、知ったのは、ええ、中小企業庁の、ええ、不正受給があったということのホームページの掲載を4月14日に知ったということで。5月22日に連絡があったのは、富士市とf-Bizの契約の解除があったということ、連絡を受けたということを知ったということで。まあ、二つの経緯がございます。

（何らかの発言をするものあり）

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ああ、ちょっと今わからないんですけども、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） あのう、まあ、委員会でも5月26日の委員会で報告がありまして、5月22日に知った情報なので詳細は調査中でわかりませんっていうことで、それか

らある程度の日数がたっていますが、そのときより深い話は何もないんだと思います。ただ、あのう、まあ、3月27日に発表があつて、まあ、リンクもはずされて、いろいろされているので、もっと早く知って、実は何か情報を隠していたのかなあ、しゃべれない何か重要なことがあるのかなあという勘繰りをしたので、聞きました。そこに何かあろうとは、まあ、あのう、質問の趣旨の体制には影響がないので、あのう、次の質問に入りたいと思うんですが。あのう、f-Bizモデルに対して町がどのような認識をもっているか。私としたら小出さんが作られた12年前っていう時代を考えれば、そのときには時代にふさわしく必要な相談モデルだったんだと思います。ただ、12年間っていうので、干支でいうとひとまわり、まあ、10年ひと昔っていういことで、時代の流れのなかで10年経つと大きく時代も変わっているんだと思います。この度様々なことがありましたが、まあ、f-Bizモデル自体が無料で相談をする、伴走型でするっていうモデル自体が、もう時代のなかでいうとちょっと古くなってしまったのかなあ、そのなかで繕うなかでいろいろな不正があつたのかなあ、やむを得ないこともあつたのかなあと思います。で、質問で書いてありますとおり、企業に対して経営内容の相談をする、売上げを伸ばすのにどうしたらいいかっていう相談業務は、今では民間の個人の方なり会社がお仕事でされているところもあります。新たに会社を起こしたい、事業をやりたいということに対しては、まあ、書類作成が中心で、あと派生的になるかもしれませんが、基本的には行政書士等の方の仕事かもしれません。そう思うと、行政が無料相談所を作るってことは、官の民の圧迫にもなりますし、この部分だけでみると必要がないことなのかもしれません。あと、無料で相談ということ、いろいろ調べますと、やはりそのう、議会の方からこういう相談組織を作ったらどうですかって行政に、ええと、一般質問等で提案したときに、執行部側は、いろいろ調べたなかで、無料ですることには限界があるであるとか、まあ、費用対効果の面がわかりにくい、あと現地に赴かないで相談に来てもらうスタイルっていうのは、なかなか、あのう、地域事情が。例えば関市のような一つの産業で刃物だよって大きなものがあればわかりやすいですが、産業が多岐にわたる地域、特に地方に行けば行くほど来てください、っていう相談の仕方には限界があるんじゃないかっていうのを思われているところもあるんだと思います。で、あわせて私自身も、あのう、経営の根幹にかかわる部分っていうのは行政はかかわりにくいんじゃないかなと。運転資金が足りないとわかっててもそれを借りたらどうですか、金融機関に行つて。例えば個人でやってあるんであれば、相談に来て、お金を借りたらどうですか。どこどこ紹介しますよっていうのは自由ですけど、行政はそれは難しいんだと思います。いくらいい提案であってもお金がないので、じゃあ、金融機関なり公的金融機関から借りますよっていうときに、それを、じゃあ私が保証人になりますよっていうのは、行政は当然できません。民間であればそれはいいのかもしれませんが、なかなか現在の体制で、無料で相談を受けるってことは、限界があると思っています。まずは2点あわせて質問したいんですが、町としてこのf-Bizモデルっていう、無料で何度も相談はいいですよっていうのは、このモデル自体がまだ通用すると思っておられるのか、限界なのか。私としたら基本給プラス成果報酬の形。基本給というのは、月に1回なり2回、まあ、週に1回程度の無料相談日を設けてそこに来てもらうのはタダですよ。司法書士の方が相談日を設けるような形です。あと、毎月定期的に相談をしてほしいっていうのは、企業とかでいうと顧問料っていう形なんだと思います。そういうのはきちっとお金をもらえばいいんだと思います。あと、相談を受けて伴走して、何か製品を作つて売上げが伸びたなら、それは成果報酬として売上げが伸びた何パーセントをください、成功したら何、いくらくださいっていう契約。なので、基本給の中にプラス顧問料である毎月の定額料であるとか成果報酬っていうのは本人の努力でやっていく、そういうしくみが一番いいと思うんですが、まずはf-Bizモデルについてどう考えているか。で、私の提案に

ついてどう思われるかを聞かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。残り時間が5分をきっておりますんで。

○石橋町長（石橋良治） ということで、あのう、担当課長がでる前に私の方から先に申し上げたいと思います。まあ、いろんな意見があるなあと、こう思うんですけれども、大屋議員の意見を聞いておって。ひとつまあ、どうかなあと思うのは、自分の世界のなかである程度こう決め打ちをして、なんかこう、追及されるっていうのは、ちょっと私も聞いとしてなんか、どうなんかなあ。もう少しいろんなことを調べてやっぱりちゃんとして、自分の意見として言ってもらいたいなあと。勘繰りのなかでやっぱり言うっていうのはどうかなあというふうに、私は率直に思いました。ええ、そのなかで、このf-Bizモデルですけども、これはモデルそのものは、やっぱり私は今でもいいと思っていますし、むしろ、そのう、今の現状、こういいますとご案内のとおりで伸びているわけです。で、新型コロナウイルスの感染症になってから、やっぱり、むしろこの伴走型のしっかりしたアイディアも含めた知恵出し、そうしたものをやっぱり求めているのではないかなあと、皆さん思っておられます。だから、まあ、私は、別にこれがだめだということではなくてむしろ今から、まあ、これも非常に有効なものであるというふうにも思っておりますし。ただ、大屋議員の提案については、提案でございますから、あのう、そういうことも含めてですね、いずれにしても、あのう、あり方検討会でしっかり議論するということを、まあ、申し上げておるものですから、今回のことを契機にですね、このおおなんBizをどういうふうに運営していくか、中身をどうしていくかということをしっかり皆さん方からも、関係各位から聞いていきたいというふうに、まあ、考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。ええと、いつも町長は、まずは議員の考えをって言われたので考えを述べました。で、あわせまして、毎回、確かにこの議論に対して最後、町長はあり方検討会を設けてって言われて、まあ、運営委員会っていう、課長も言われたことがあるんですが。今までしごとづくりセンターの話で、センター長が継続するときなり、前回辞められたときなり、そのう、運営委員会っていうか検討会っていうのがでてきたことがないんですが、これは新たに作られる会なのか今までもあった会なのか。今までもあったら、最近動いていたかどうか、簡単でいいので教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） ええと、運営委員会は、あのう、今やっていることを、まあ、ある意味では細部にわたっていろいろこう報告しながら、現状をどうしていくかっていうことをやるわけでありまして。今回のあり方検討委員会というのは、まさにあり方であります

ので、根本的にどういう形でやっていくかということを、やっぱり大所高所から議論していくという会になると思いますから、メンバーもかわってくるというようなことであります。そこをしっかりと入れてですね、議論していきたいなというふうに思います。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） あのう、最後に質問じゃありませんが、あり方検討会を設けるというところまではわかりました。あのう、私が意見を言いますと狭い視野でって話がです。もうちょっと広い視野をもってっていう指摘をまず受けるわけですが。あのう、今回、あえていいませんでした、この質問をするにあたって個人で相談業務をされている方にも何人かはお話を聞きました。で、行政側の限界っていうのは、私自身行政におりましたし、金融でお金を貸す立場にもありました。行政ができることの限界っていうのは多々感じています。あのう、決して狭い、自分だけの思いでしゃべったわけじゃなくて、その裏付けとしてある程度の人たちにお話を聞きまして、意見をしたつもりですが。まあ、それを狭いと思うかどうかっていうのは町長の考えなのかと思います。あのう、まずは、意見を言えっていうことですので、毎回ちゃんと自分の意見を述べた発言をしたつもりです。まあ、結論としては、f-Bizモデルが今でも古くない、正しいかどうかっていうのも含めておそらくあり方検討会ですべてをされるんだと思いますので、そこでの検討結果をお待ちしたいと思います。以上で今回の質問は終わります。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここでの暫時休憩とさせていただきます。

——午後2時15分 休憩 ——

（Aグループ議員入場）

——午後2時16分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長（山中康樹） 本日は、これにて散会といたします。

—— 午後2時17分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員